

大規模小売店舗立地法 届出の手引



平成22年4月
相模原市

この手引きは、相模原市内において大規模小売店舗を設置、または施設の配置や運営方法などを変更しようとする際に必要となる、大規模小売店舗立地法（大規模小売店舗立地法施行令、大規模小売店舗立地法施行規則などを含む）及び相模原市大規模小売店舗立地法運用要綱に基づく手続きについてまとめたものです。

大規模小売店舗に関する各種手続きは大規模小売店舗立地法に基づき、都道府県・政令指定都市がその運用にあたりますが、各自治体により手続きの細目が異なります。相模原市内において出店される場合には、この手引きをご参照いただき、手続きが円滑に行われるよう、お早めに担当窓口までご相談ください。

●大規模小売店舗立地法に関するお問い合わせ先

○相模原市環境経済局経済部商業観光課

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042-769-9255

FAX 042-754-1064

E-Mail shoukan-daiten@city.sagami-hara.kanagawa.jp

○相模原市大規模小売店舗立地法関連ホームページ

（届出案件の受付状況も掲載しています。）

市ホームページの [産業・ビジネス](#) → [産業情報](#) → [大規模小売店舗立地法情報](#) を
ご覧ください。

目 次

1	用語の解説	1
2	大規模小売店舗立地法のあらまし	
2-1	目的	6
2-2	法の対象となる店舗	6
2-3	届出等が必要な場合	6
2-4	届出手続きについて	7
2-5	手続の流れ	8
3	届出を行うにあたって	
3-1	届出にあたって	12
3-2	報告の徴収	13
4	相模原市で手続を行うにあたって	
4-1	事前相談・協議	14
4-2	届出等に必要な部数	14
4-3	市境店舗	15
4-4	届出等の縦覧	15
4-5	届出等の公告	15
4-6	関係窓口一覧	16
5	事前相談・協議	
5-1	大規模小売店舗計画概要書	17
5-2	大規模小売店舗出店計画説明書	17
5-3	大規模小売店舗出店計画説明書の作成にあたっての留意事項	17
6	届出書類等の記載例	
	出店計画説明書	
	記載例1「新設の届出」	24
7	届出書類等の記載例	
	届出書	
	記載例2「新設の届出」	42
	記載例3「変更の届出（1）設置者等の変更の届出」	47
	記載例4「変更の届出（2）配置や運営方法等の変更の届出」	50
	記載例5「市の意見を踏まえた変更届出」	53

記載例 6 「市の勧告を踏まえた変更届出」	55
記載例 7 「廃止の届出」	57
記載例 8 「承継の届出」	58
記載例 9 「既存店の変更届出」	59
8 届出事項及び届出書類等一覧表	
8-1 届出書一覧表	62
8-2 添付書類一覧表	68
8-3 説明会関連提出書類一覧表	68
8-4 添付図面一覧表	70
9 説明会の開催	
9-1 説明会の開催が必要な場合	73
9-2 説明事項及び基本的な留意事項	73
9-3 開催日時及び開催場所	73
9-4 開催回数	74
9-5 説明会開催計画書の提出	74
9-6 説明会開催予定日時等の公告	75
9-7 説明会実施状況報告書の提出	75
9-8 説明会の特例	75
10 届出書類等の記載例	
説明会関連提出書類	
記載例 10 「説明会開催計画書」	78
記載例 11 「説明会実施状況報告書」	80
記載例 12 「説明会開催免除適用申請書」	82
11 届出様式集	85
12 要綱様式集	95

凡 例

- 1 この手引で用いる法令や要綱などの略称は次のとおりです。
 - 法 : 大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号)
 - 政令 : 大規模小売店舗立地法施行令 (平成 10 年政令第 327 号)
 - 省令 : 大規模小売店舗立地法施行規則 (平成 11 年通商産業省令第 62 号)
 - 指針 : 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針
(平成 17 年経済産業省告示第 85 号)
 - 要綱 : 相模原市大規模小売店舗立地法運用要綱 (平成 22 年 4 月 1 日制定)

- 2 法令や要綱などの条文の示し方は以下の例によります。
 - 法令名 : 上記 1 の略称
 - 条 数 : 1、2、3 . . .
 - 項 数 : ①、②、③ . . .
 - 号 数 : (1)、(2)、(3) . . .

(例) 大規模小売店舗立地法 第 5 条第 1 項第 3 号 →[法 5①(3)]

1 用語の解説

ここでは、手続きを進めていく上で重要な用語の基本的な考え方について解説しています。実際には様々なケースが考えられますので、不明な点につきましては、事前にご相談ください。

1-1 大規模小売店舗

一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）を超えるものをいいます。

(1) 一の建物

「一の建物」については、政令第1条により、次の三つが定められています。

① 屋根、柱又は壁を共通にする建物

- ・当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分が一の建物となります。

（例 駅の両端にそれぞれショッピングセンターがあるような場合）

② 外観上は別の建物であっても、通路によって接続され機能が一体となっている二以上の建物

③ 一の建物（上記①、②に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

(2) 店舗面積

小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積をいいます。（別表参照）

ア 小売業を行う

「小売業を行う」とは、物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいいます。小売業を営利目的として行うか否かは問いませんので、生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象となります。

物品加工修理業は、洋服のイージーオーダー、ワイシャツの委託加工等を意味するものですが、小売業と密接、不可分の関係にあるため、小売業に含まれています。

イ 小売業を行うための店舗

小売業を行うための建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱、若しくは壁を有するものをいう。）であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用に直接供されるものをいいます。なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区別できない限り、その店舗の全てが「小売業を行うための店舗」に該当することとなります。

ウ 床面積

床面積とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます（建築基準法施行令第2条第1項第3号）。

(3) 基準面積

政令第2条により、1,000㎡と定められています。

1-2 設置者

大規模小売店舗の新設をする者及び大規模小売店舗を設置している者のことをいいます。

「新設をする者」及び「設置している者」とは、当該建物の所有者（所有予定者）をいい、賃借権、使用借権等のみを有する者（建物管理者、テナント等）は含みません。

建物が区分所有又は共有されている場合は、原則として各区分所有者又は共有者が全員で届け出なければなりません。（ただし、自分の所有に係る建物の部分に店舗がない者は除きます。）

1-3 大規模小売店舗の新設

建物の新築、増築、用途変更を問わず、一の建物内の店舗面積の合計を基準面積である1,000㎡超とすることをいいます。

1-4 大規模小売店舗の施設

大規模小売店舗及びこれに附属する駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設及び廃棄物の処理施設のことをいいます。

(1) 駐車場

自動車の駐車のために供する部分、車路、料金徴収施設（ブース等）、操車場所、乗降場その他の駐車のために必要な施設のことをいいます。

(2) 駐輪場（自動二輪車の駐輪場を含む）

一定の区画を限って設置される自転車又は原動機付き自転車の駐車のための施設のことをいいます。また、特に、自動二輪車の駐車需要が相当程度見込まれる店舗にあっては、原則として、一定の区画を区分して、自動二輪車の駐輪場を確保するようにしてください。

(3) 荷さばき施設

大規模小売店舗の敷地内において、荷さばき作業を行う場所として設定された施設又は区域（搬出入車両が荷さばき作業中に駐車している場所、荷さばき待ちの車両が待機するための場所及び荷下ろし作業後の荷の一時保管場所を含みます。）のことをいい、店舗の屋内にあるか屋外にあるかを問いません。

また、区域については、区画線等で明示する必要があります。

(4) 廃棄物等の保管施設

廃棄物等を、搬出されるまでの間、保管する場所として設定された施設等のことをいいます。

(5) 廃棄物の処理施設

大規模小売店舗の敷地内において、廃棄物を処理（圧縮機等による中間処理を含む。）するための施設のことをいいます。

(6) 廃棄物・廃棄物等

廃棄物とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物のことをいいます。具体的には、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状又は液状のもののことをいいます。

また廃棄物等とは、廃棄物及び再生資源のことをいいます。再生資源とは、「再生資源の利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)第2条第1項に規定する再生資源のことをいいます。具体的には、一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給若しくは土木建築に関する工事に伴い副次的に得られた物品のうち有用な物であって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもののことをいいます。

1-5 併設施設

大規模小売店舗に併設されている小売店舗以外(オフィス、マンション、飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等)の施設のことをいいます。

1-6 生活環境の保持

具体的には、大規模小売店舗の立地に際して生じる交通渋滞、交通安全、騒音等の問題に適正な対処がなされることにより、当該大規模小売店舗の周辺の地域において通常存することが期待される環境が保持されることを意味します。

(別表)

1 店舗面積に含まれる部分

部分名	定義	備考
(1) 売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。	
(2) ショーウィンド	ショーウィンドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウィンドは、店舗面積に含まない。	
(3) ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。	
(4) サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。	
(5) 物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。	

2 店舗面積に含まれない部分

部分名	定義	備考
(1) 階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(2) エスカレーター	エスカレーター装置（付属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含まない。	
(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(4) 売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた	

	渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。	
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのための用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注(1)
(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(7) 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(8) 便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。	
(9) 外商事務室等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(10) 事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(11) 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。	
(12) 塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	注(2)
(13) 屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	
(14) はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。	

(注) (1) 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとする。

(2) 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第二条第一項第八号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第二項第一項第二号の規定による「建築物（地階で地盤面上一メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離一メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離一メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

2 大規模小売店舗立地法のあらまし

2-1 目的

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗が不特定多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性があることに着目して、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者（以下「設置者」という。）によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的としています。〔法1〕

2-2 法の対象となる店舗

(1) 大規模小売店舗

法の対象となる「大規模小売店舗」とは、「一の建物」であって、その建物内の「店舗面積」の合計が「基準面積」(1,000㎡)を超える店舗をいいます。(1 用語の解説参照)〔法2②〕〔法3①〕〔政令1〕〔政令2〕

(2) 店舗面積

「店舗面積」は小売業を行う（生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行う場合も含む。）ために使用される部分の床面積であり、物品加工修理業の面積を含みますが、飲食業やゲームセンターなどの小売業以外の事業を行う部分や階段等の施設部分の面積は含みません。（「1 用語の解説」別表参照）〔法2①〕

2-3 届出等が必要な場合

次にあげる事項については届出や通知が必要となります。

①大規模小売店舗を新設しようとする場合 〔法5①〕

②次の届出事項を変更した場合 〔法6①〕

- ・大規模小売店舗の名称
- ・大規模小売店舗の所在地
- ・大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ・大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

③次の届出事項を変更する場合 〔法6②〕

- ・大規模小売店舗の新設をする日
- ・大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- ・大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（※1）
- ・大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（※2）

- ④市の意見を踏まえ、届出事項を変更しようとする場合 [法8⑦]
- ⑤市の意見を踏まえ、届出事項を変更しない場合 [法8⑦]
- ⑥市の勧告を踏まえ、届出事項を変更しようとする場合 [法9④]
- ⑦大規模小売店舗内の店舗面積の合計を 1,000 ㎡以下とする場合 [法6⑤]
- ⑧設置者の地位を承継した場合 【継承の届出】[法 11③]
- ⑨法施行前（平成 12 年6月1日前）に営業を開始している大規模小売店舗が法施行後、最初に次の事項を変更する場合 [法附5①、③]
 - ・大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - ・大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（※1）
 - ・大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（※2）

- (※1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更とは、駐車場や駐輪場の位置・収容台数、荷さばき施設の位置・面積、廃棄物等の保管施設の位置・容量を変更する場合をいいます。
- (※2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更とは、小売業を行う者の開店時刻・閉店時刻、来客が駐車場を利用できる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数・位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯を変更する場合をいいます。

2-4 届出手続きについて

届出については、その内容により、法令等で様式が定められています。また、相模原市では、「相模原市大規模小売店舗立地法運用要綱」を制定しており、この中で規定している様式もあります。

これらの様式は「11 様式集」及び「12 要綱様式集」にまとめてあります。

- (1) **届出者** 大規模小売店舗の設置者
 ※建物の所有者をいい、賃借権、使用借権のみを有する者等は含みません。
 また、設置者が複数の場合には、全員が連名で届け出ることを原則とします。
- (2) **提出先** 相模原市環境経済局経済部商業観光課
 ※届出書類は、直接持参してください。

(3) 手続の内容

届出の種別	法第5条 第1項 (新設)	法第6条 第1項 (変更)	法第6条 第2項 (変更)	軽微変更 適用あり	法第6条 第5項 (廃止)	法第11 条第3項 (継承)
事前相談	○	○	○	○	○	○
出店計画説明書	○		○			
届出書	様式第1	様式第2	様式第3 様式第8	様式第3	様式第4	様式第7
公告	○	○	○	○	○	—
縦覧	○	○	○	○	—	—
説明会	○	—	○	—	—	—
住民等意見	○	○	○	○	—	—
市の意見	○	—	○	—	—	—
変更する旨の届出	様式第5	—	様式第5	—	—	—
変更しない旨の通知	○	—	○	—	—	—
勧告	○	—	○	—	—	—
変更に係る届出	様式第6	—	様式第6	—	—	—
公表	○	—	○	—	—	—

※法第6条第2項の届出には、法附則第5条第1項の「既存店の変更」も含む。

※軽微変更適用ありとは、法第6条第2項の変更届出（法附則第5条第1項変更届出も含む）の場合で、相模原市が法第6条第4項に規定する軽微な変更と認めたもの。

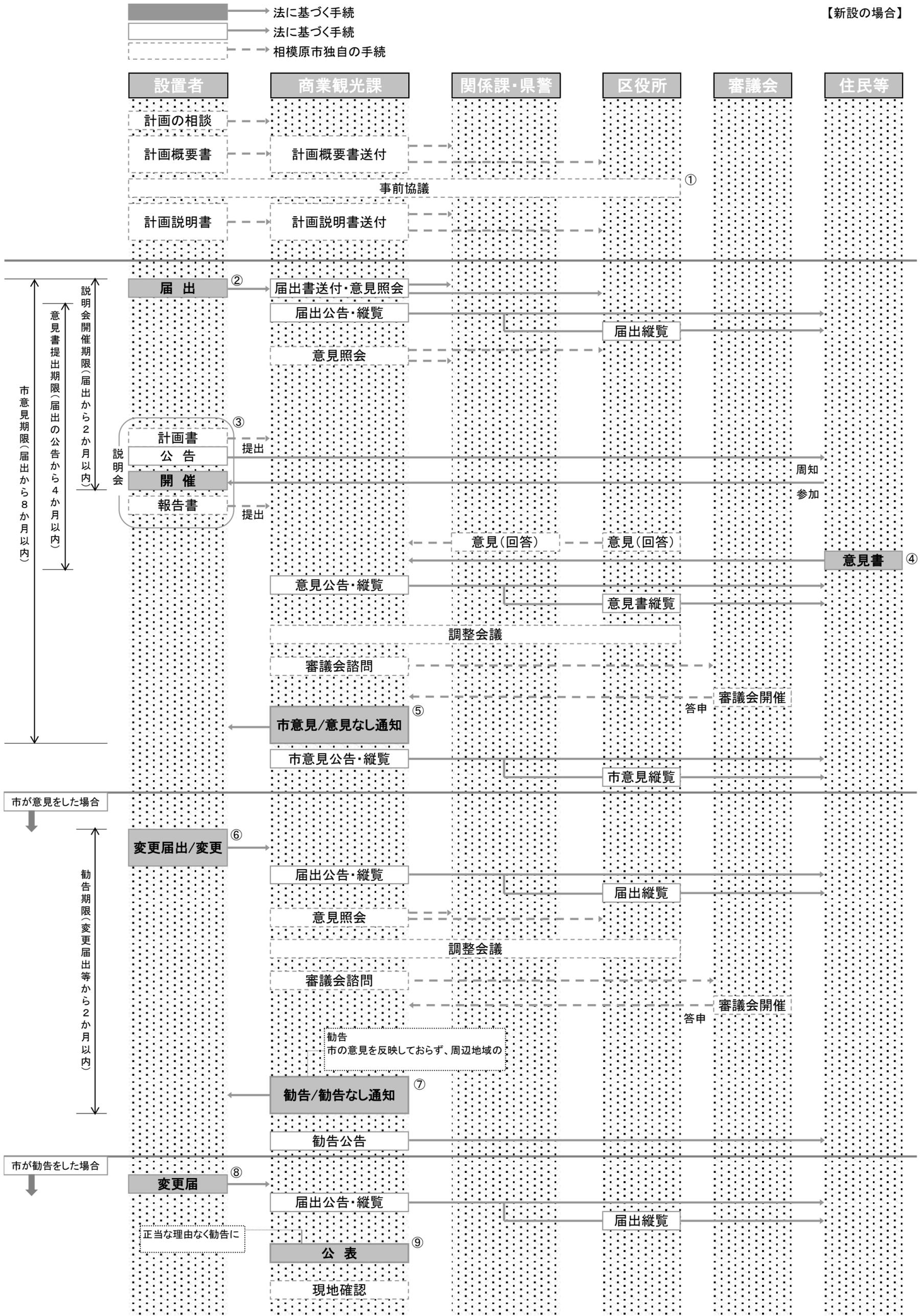
2-5 手続の流れ

市は、法令や指針、要綱等を踏まえ、周辺の地域の生活環境の保持に関し、設置者が大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法について適正な配慮を行うことを設置者に求めます。

具体的には、まず設置者は、大規模小売店舗の新設や大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法の変更等を行う場合は、運用主体である市に届出を行わなければなりません。[法5①][法6②]

届出が提出されると、市は住民等の意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見がある場合は、設置者に対して意見を述べることができます。[法8④]

さらに、この意見に対する設置者の対応が十分でないと認める場合には、適切な措置を講ずるよう勧告し、設置者が正当な理由なく勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができます。[法9①、⑦]



① 事前相談・協議

設置者	<p>○法に基づく届出にあたっては、出店地とその周辺の状況を把握・認識し、十分な調査・予測等を行うために、関係する部局、機関と必要な相談や協議を行ってください。[要綱3①]</p> <p>○相談・協議の際には「大規模小売店舗新設計画概要書」及び「出店計画説明書」の作成をお願いします。[要綱3①、②]</p>
-----	--

② 新設の届出

設置者	<p>○大規模小売店舗を新設する場合は、法第5条第1項に定める事項を市に届け出なければなりません。[法5①]</p> <p>(原則として届出の日から8か月を経過しなければ開店することができません。[法5④])</p>
市	<p>○届出の概要、届出年月日、縦覧場所を公告します。[法5③]</p> <p>○届出書と添付書類(以下「届出書類」という。)を公告の日から4か月間縦覧に供します。[法5③]</p>

③ 説明会の開催(「9 説明会の開催」(p73)参照)

設置者	<p>○届出の日から2か月以内に市内において、届出書類の内容を周知するための説明会を開催しなければなりません。[法7①]</p> <p>○開催予定日時と開催場所等を定めたときは、速やかに市に説明会開催計画書を提出してください。[要綱8④]</p> <p>○説明会を開催する日の1週間前までに、開催予定日時、場所等を原則として日刊新聞紙への掲載、又は日刊新聞紙へのちらしの折り込みにより公告します。[法7②][省令12][要綱10]</p> <p>○説明会の開催後、速やかに市に説明会実施状況報告書を提出してください。[要綱8④]</p>
-----	--

④ 住民等の意見書の提出

住民等	<p>○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の観点から意見を有する者は、届出の公告の日から4か月以内に市に意見書を提出することができます。[法8②]</p>
市	<p>○提出された意見の概要を公告します。[法8③]</p> <p>○住民等の意見を公告の日から1か月間縦覧に供します。[法8③]</p>

⑤ 市の意見

市	<p>○住民等の意見に配慮し、及び指針を勘案しつつ、「相模原市大規模小売店舗立地審議会」(以下「審議会」という。)の答申を踏まえ、設置者に対し、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見がある場合には、届出の日から8か月以内に、書面により意見を述べ、意見がない場合には、その旨を通知します。[法8④][要綱14][要綱23]</p> <p>○意見を述べた場合には、その意見の概要を公告します。[法8⑥]</p> <p>○意見を公告の日から1か月間縦覧に供します。[法8⑥]</p> <p>(意見がない場合には、その旨を通知した時点で手続は終了し、8か月の開店制限の適用もなくなります。[法8⑤])</p>
---	--

⑥ 設置者による対応策の提示

設置者	○市が意見を述べた場合、当該意見を踏まえて届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行います。[法8⑦] [要綱 15、16] (届出又は通知が市の意見を適正に反映しており、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため十分な内容であれば、その時点で手続は終了しますが、この場合であっても、当該変更届出又は通知の日から2か月を経過しなければ開店することはできません。[法8⑨])
市	○届出の概要を公告します。[法8⑧] ○届出書類を公告の日から4か月間縦覧に供します。[法8⑧]

⑦ 勧告

市	○設置者の⑥の届出又は通知が市の意見を適正に反映しておらず、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認める場合には、⑥の届出又は通知がなされた日から2か月以内に限り、指針を勘案しつつ、また審議会の答申を踏まえ、必要な措置をとるべきことを設置者に勧告することができます。 [法9①] [要綱 17] [要綱 23] ○勧告の内容を公告します。[法9③]
---	--

⑧ 設置者による変更の届出

設置者	○勧告を受けた場合は、当該勧告を踏まえ必要な変更に係る届出を行います。[法9④] [要綱 18]
市	○届出の概要を公告します。[法9⑤] ○届出書類を公告の日から4か月間縦覧に供します。[法9⑤]

⑨ 公表

市	○設置者が、正当な理由がなく勧告に従わなかった場合は、その旨を市の掲示板への掲示や日刊新聞紙への掲載等により公表することができます。 [法9⑦] [要綱 21]
---	---

3 届出を行うにあたって

3-1 届出にあたって

(1) 届出にあたっての留意事項

設置者は、届出にあたって、大規模小売店舗の周辺の状況、都市計画及び中心市街地活性化基本計画等のまちづくりに関する公的な計画並びにそれらに基づく事業の趣旨及び内容について幅広く情報収集し、検討を行う必要があります。

特に、周辺の地域の生活環境への影響については、指針において配慮が求められている事項全般について、あらかじめ十分な調査・予測を行った上で、大規模小売店舗の施設の配置や運営方法について適切な対応を行い、これに基づいて届出を行う必要があります。[指針]

(2) 届出書類作成にあたっての留意事項

具体的な届出書類の記載方法や留意点については「7 届出書類等の記載例」及び「8 届出事項及び届出書類等一覧表」を参考にしてください。添付書類を作成・添付する代わりに、協議の終えた「出店計画説明書」を用いることができます。この場合、「登記記載事項証明書」及び「添付書類の各項目（1～12）」の参照箇所を記載した「目次」を添付してください。

(3) 設置者が配慮すべき事項について

周辺の地域の生活環境の保持について設置者が配慮すべき事項は、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（以下「指針」という。）に定められています。[法4①]

指針においては、「設置者が配慮すべき基本的な事項」と「大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項」が定められています。[法4②]

したがって、設置者及び小売業者は、大規模小売店舗の新設や大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法の変更等を行う場合は、その社会的責任として、互いに協力し、周辺地域の生活環境の保持のため、この指針を踏まえて適切な対応を行うことが求められています。

さらに、設置者は、大規模小売店舗に小売店舗以外の施設が併設されている場合における小売店舗以外の施設の事業者においても同様の対応が求められている点に留意してください。

指針の概要

<p>＜設置者が配慮すべき基本的な事項＞</p> <ul style="list-style-type: none">○大規模小売店舗の立地地点の周辺の状況等に関する情報収集や立地に伴う周辺地域の生活環境への影響の調査・予測等に基づいた適切な対応○深夜に営業活動を行う場合のとりわけ慎重な対応○周辺地域の生活環境への影響についての調査・予測結果など対応策を講ずるに至った背景事情を地域住民等の多くが参加できるよう配慮した上での説明○小売業者以外の事業者も含めた関係者による市の意見への誠意ある対応及び実効ある対応策の誠実な実施○開店又は施設変更等の後に、届出時の対応策が不十分であった場合の再調査、再予測、追加対策等の適切な対応	
<p>＜大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき事項＞</p> <p>○<u>駐車需要の充足等交通に係る事項</u></p> <ul style="list-style-type: none">・併設施設を含めた施設全体としての駐車場の必要台数の確保・効率的な駐車場形式、出入口の数及び位置・駐輪場の必要台数の確保・荷さばき施設の整備・来退店経路の設定 等	<ul style="list-style-type: none">○<u>騒音の発生に係る事項</u><ul style="list-style-type: none">・発生防止、緩和のための対策・実態と著しい乖離が生じている場合の事後の対策 等○<u>廃棄物等に係る事項</u><ul style="list-style-type: none">・併設施設を含めた施設全体としての保管施設の必要容量の確保・市の施策との整合性の配慮・悪臭の発散や汚水の流出防止のための適切な対策 等○<u>街並みづくり等への配慮</u>

3-2 報告の徴収

市は、届出事項等について、必要に応じて、設置者又は当該大規模小売店舗において小売業を行う者に報告を求めることができることとなっています。〔法 14〕〔政令 4〕

したがって、設置者においては、届出の前提となった指針に基づく周辺的生活環境への配慮の状況等について、的確に把握し、整理しておく必要があります。

4 相模原市で手続を行うにあたって

4-1 事前相談・協議

大規模小売店舗の新設／変更の届出にあたっては、出店地とその周辺的生活環境への影響についての十分な調査や予測等を行うために、関係する部局、機関と必要な相談や調整を行ってください。

そのため、「大規模小売店舗出店計画概要書」及び「大規模小売店舗出店計画説明書」の作成をお願いしております。

届出事項・添付書類、指針に基づく配慮事項についての調整を行うとともに、関係窓口において所管する関連法令・条例等との整合性を図り、手続途上での計画内容の変更を可能な限り避けるためのものです。

留意点等につきましては「5 事前相談・協議について」を参照してください。【要綱3】

4-2 届出等に必要な部数

新設の届出（法第5条第1項）	正本1部 副本4部
添付書類（法第5条第2項）	正本1部 副本4部
変更の届出（法第6条第1項）	正本1部 副本3部
変更の届出（法第6条第2項）	正本1部 副本4部
変更する旨の届出（法第8条第7項）	正本1部 副本4部
変更しない旨の通知（法第8条第7項）	正本1部 副本4部
変更に係る届出（法第9条第4項）	正本1部 副本4部
既存店の変更（附則第5条第1項）	正本1部 副本4部
廃止の届出（法第6条第5条）	正本1部 副本2部
継承の届出（法第11条第3項）	正本1部 副本2部

【要綱4】

※添付書類については、法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合も含まれます。

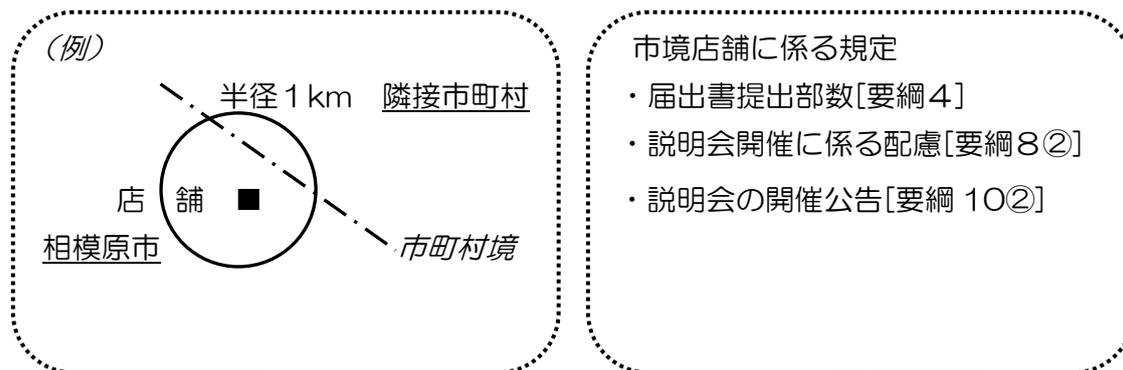
※添付書類がA4サイズを超える場合には、A4サイズに折り込んで下さい。

※届出書の控えが必要な方は、上記の必要部数とは別に用意してください。

4-3 市境店舗

大規模小売店舗のうち、「当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートルの範囲内に相模原市以外の市域を含むもの」を「市境店舗」と定めています。

市境店舗は、生活環境に与える影響が隣接市域にも及ぶことが考えられるため、当該区域についても生活環境の保持のための配慮が必要であることから、当該区域及び当該区域を所管する大規模小売店舗立地法運用自治体に対する手続を規定している箇所があります。[要綱2]



4-4 届出等の縦覧

縦覧場所は次のとおりです。[要綱6]

- 商業観光課（本庁舎5階）
 - ・新設の届出[法5①]、変更の届出[法6①][法6②][法附5①]に係る一連の手続
- 出店予定地の区役所
 - ・新設の届出[法5①]、変更の届出[法6②][法附5①]に係る一連の手続

4-5 届出等の公告

相模原市が行う公告は次のとおりです。

公告は掲示場に掲示します。また相模原市のホームページでお知らせします。

[要綱5]

- ・届出事項の概要の公告[法5③][法6③][法8⑧][法9⑤]
- ・大規模小売店舗の廃止の届出の公告[法6⑥]
- ・住民等の意見の概要の公告[法8③]
- ・相模原市の意見の概要の公告[法8⑥]
- ・相模原市の勧告の公告[法9③]

4-6 関係窓口一覧

大規模小売店舗の新設／変更に係る関係窓口（関係法令・制度）は次のとおりです。「出店計画説明書」の作成に係る予測などの技術的事項についてのご相談、その他関係法令等についてご相談される際の参考としてください。

窓 口	相談・協議内容	関係法令
商業観光課	届出にかかる事前相談 その他の関係課に属さない事項	
危機管理室	災害時物資供給に関する事	
地域政策課（各区）	地区まちづくり、交通安全、防犯に関する事	
環境保全課	騒音に関する事	騒音に係る環境基準 騒音規制法 等
廃棄物指導課	廃棄物保管施設に関する事	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 等
都市計画課	用途地域、計画道路等	都市計画法
街づくり支援課	地区計画に関する事 屋外広告物の設置	相模原市屋外広告条例
都市鉄道・都市交通計画課	乗合自動車停留施設等交通機関施設の設置	
都市整備課	市街地再開発事業に関する事	
都市整備課	駐車場施設の附置に関する事 （駐車場整備地区）	駐車場法 駐車場施設の附置に関する条例
開発調整課	駐車場施設の附置に関する事 （駐車場整備地区外）	開発事業基準条例
開発調整課	開発行為に関する事 開発行為の許可に関する事	開発事業基準条例 都市計画法
建築指導課	建築に係る相談	建築基準法 相模原市中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例 等
建築審査課	建築確認、建築物等に係る協議	建築基準法 相模原市建築基準条例 等
土木政策課	交通計画に関する事	道路法 等
学務課	交通計画（通学路）に関する事	
予防課	消防施設に係る協議	消防法 火災予防条例
神奈川県警察本部 交通部交通規制課	交通計画に関する事	道路交通法 等

5 事前相談・協議

法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出を行う場合、まず説明書を作成し関係する部局、機関との協議をお願いします。

5-1 大規模小売店舗計画概要書

大規模小売店舗の新設／変更を予定している方は、できる限り計画段階の早い時期から事前相談を行うようお願いします。事前相談の際には「大規模小売店舗計画概要書」（以下「概要書」という。）を提出してください。記載内容は、将来像と乖離していなければ結構です。

この概要書は、手続について相談するためのものであり、関係部局・機関との協議が円滑に進むよう情報提供するものです。

5-2 大規模小売店舗出店計画説明書

出店計画内容の説明及び事前協議を行うことにより、法に基づく手続の円滑な進行を図るために、届出者に対して作成を依頼するものです。

概要書の提出後、関係部局・機関において出店計画内容の協議を行ってください。

「大規模小売店舗出店計画説明書」（以下「説明書」という。）の各記載項目及び留意点については、「6 届出書類等の記載例」を参考にしてください。

協議が完了した説明書は、届出の添付書類に代えることができます。なお、説明書に記載した項目について、必要に応じて項目を選択し、法第7条の規定による説明会の資料等としても用いることができます。

5-3 大規模小売店舗出店計画説明書の作成にあたっての留意事項

①説明書等の各記載項目は、次のとおり分類しています。

- | |
|---------------------------------|
| A：法及び施行規則に基づく「届出事項」 |
| B：法及び施行規則に基づく「添付書類」 |
| C：法第4条の規定による指針の各配慮事項についての「説明事項」 |
| D：その他当該計画に係る「説明事項」「添付書類」 |

②A及びBは法の規定により記載が必要な項目、Cは指針に記載されている各配慮事項について選択して記載する事項、Dは当該計画について補足して説明するために任意に記載する項目となります。

③法に基づく届出ののち、市の意見や勧告のあと変更の届出を行う場合やその他説明書の内容に変更が生じたときは、当該変更に係る部分の説明書を提出してください。

④説明書等の用紙サイズはA4版とし、図面は折りたたんで巻末にまとめてください。

⑤法第6条第2項、附則第5条第1項の規定による変更を行おうとする場合は、その内容に合わせて現状（変更前）との比較ができるよう記載してください。

⑥「配置図」等の図面については、8「4 添付図面一覧表」を参照してください。

⑦説明書の上記A、B及びCの項目にDから必要に応じて選択して付加したものを、法第7条の規定による説明会の資料として用いることができます。

⑧事前説明書の表題は、「大規模小売店舗出店計画説明書」とし、次の項目を記載してください。

○大規模小売店舗の名称・所在地
○設置者の氏名（名称）・所在地
○当該届出に関する大規模小売店舗設置者の連絡先（担当者名、電話番号、FAX番号）
○説明書の内容に関する問い合わせ先（担当者名、電話番号、FAX番号）
○提出年月日

⑨提出部数

12部

※別途部数を追加する場合があります。

※「市境店舗」の場合は、店舗敷地境界から1kmの範囲内において法運用を行う他自治体数を加えた部数を提出してください。

<説明書等の記載事項>

説明書記載事項項目	A	B	C	D
1 大規模小売店舗施設計画の概要				
(1) 建物の名称及び所在地	○			
(2) 変更事項 ※変更の場合	○			
(3) 計画地の概要			○	
①敷地面積及び土地の所有形態			○	○
②法令上の用途等			○	
③現在の土地・建物の利用状況			○	
(4) 計画地周辺の概要			○	
①立地環境			○	
②隣接地の用途状況			○	
(5) 建物の構造及び規模				○
①建物構造及び規模				○
②延べ床面積及び各階別床面積と用途				○
③建築着工予定年月日及び完成予定年月日				○
④図面		○		
広域見取図		○		
周辺見取図		○		
建物配置図		○		
各階平面図		○		
立面図			○	
2 営業計画の概要				
(1) 開店予定年月日 ※変更の場合は、変更予定年月日	○			
(2) 小売業者の氏名又は名称及び住所	○			
(3) 主として販売する物品の種類		○		
(4) 開店時刻及び閉店時刻	○			
3 駐車場の計画				
(1) 必要駐車場収容台数の算出根拠		○		

(2)	駐車場の位置、出入口の数	○			
(3)	駐車場収容台数	○			
(4)	駐車場を利用できる時間帯	○			
(5)	年間の平均的な休祭日のピーク1時間に予想される来客者等の自動車の方向別台数の算出		○		
(6)	駐車場の自動車の入口の形式		○		
	①年間の平均的な休祭日のピーク1時間における駐車場の入口の入庫処理能力		○		
	②敷地内駐車待ちスペース			○	
(7)	駐車場の配置図	○		○	
4 駐輪場の計画					
(1)	駐輪場の構造、収容台数及び面積	○		○	
(2)	従業員用駐輪場の収容台数			○	
(3)	駐輪場配置図	○			
(4)	駐輪場の管理体制			○	
5 自動二輪等駐車場の計画					
(1)	自動二輪等駐車場の収容台数及び面積			○	
(2)	自動二輪等駐車場の管理体制			○	
(3)	自動二輪等駐車場配置図			○	
6 経路の設定					
(1)	現在の交通状況		○		
(2)	来客車両の予測		○		
(3)	開店後の交通量予測		○		
(4)	来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法		○		
7 荷さばき施設の整備					
(1)	荷さばき施設の面積	○			
(2)	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	○			
(3)	荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯		○		
(4)	搬出入車両の出入口の数			○	
(5)	荷さばき施設配置図	○			
8 騒音発生に対する対策					
(1)	遮音壁の位置及び高さ等		○		
(2)	荷さばき作業に関する騒音対策			○	
(3)	BGM等の営業宣伝活動の有無及び内容			○	
(4)	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機の稼働時間帯及び位置を示す図面		○		
(5)	付帯施設における騒音対策			○	
(6)	等価騒音レベルの予測		○		
	①等価騒音レベルの予測の結果		○		
	②等価騒音レベルの予測の算出根拠		○		
(7)	夜間における騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測		○		
	①騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果		○		
	②騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の算出根拠		○		
9 廃棄物等の保管施設の計画					
(1)	必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠		○		
(2)	廃棄物等の保管施設の位置	○			
(3)	廃棄物等の運搬・処理計画			○	

	①廃棄物等の運搬方法			○	
	②廃棄物等の処理方法			○	
	③食品加工場の業位置及び運営方法			○	
	(4) 廃棄物減量化及びリサイクル等に関する配慮事項			○	
10 街並みづくり等への配慮に関する事項					
	(1) 街並みづくり等への配慮事項			○	
	(2) 緑化計画の内容			○	
	(3) 景観への配慮			○	
	(4) 屋外照明・広告塔照明の計画と光害対策			○	
	(5) その他周辺地域の生活環境への配慮に係る特記事項			○	

5-4 届出書の提出時にあたっての留意事項

届出書の提出時に、法及び施行規則に基づく添付書類の各項目（1～12）について、大規模小売店舗出店計画説明書における参照箇所を記載した目次を添付してください。

記載については、6「記載例：添付書類目次」を参考にしてください。

○付属資料「説明書等記載項目と法に基づく届出項目等との対応」

1 届出項目		[]内：説明書等記載項目一覧表の掲載箇所
法に基づく届出事項等	説明書等記載事項	
一 大規模小売店舗の名称及び所在地	建物の名称及び所在地[1 (1)]	
二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	小売業者の氏名又は名称及び住所[2 (2)]	
三 大規模小売店舗を新設する日	開店予定年月日[2 (1)]	
四 大規模小売店舗の店舗面積の合計	延べ床面積及び各階別床面積と用途[1 (5) ②]	
五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの		
1 駐車場の位置及び収容台数	駐車場の収容台数[3 (3)] 駐車場の配置図[3 (7)]	
2 駐輪場の位置及び収容台数	駐輪場の構造、収容台数及び面積[4 (1)] 駐輪場配置図[4 (3)]	
3 荷さばき施設の位置及び面積	荷さばき施設の面積[7 (1)] 搬出入車両の出入口の数[7 (4)] 荷さばき施設配置図[7 (5)]	
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠[9 (1)] 廃棄物等保管施設の位置[9 (2)]	
六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの		
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻及び閉店時刻[2 (4)]	
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場を利用できる時間帯[3 (4)]	
3 駐車場の自動車の出入口及び位置	駐車場の位置、出入口の数[3 (2)] 駐車場の配置図[3 (7)]	
4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯[7 (2)]	

2 添付書類		[]内：説明書等記載項目一覧表の掲載箇所
法に基づく届出事項	説明書等記載事項	
一 法人にあってはその登記簿の謄本	説明書に添付する必要はありません	
二 主として販売する物品の種類	主として販売する物品の種類[2 (3)]	
三 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の位置を示す図面	広域見取図[1 (5) ④] 周辺見取図[1 (5) ④] 建物配置図[1 (5) ④] 各階平面図[1 (5) ④]	
四 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	必要駐車場収容台数の算出根拠[3 (1)]	
五 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	来客者等の自動車の方向別台数の算出[3 (5)] 駐車場の入口の形式[3 (6)]	
六 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法[6 (4)]	
七 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯[7 (3)]	
八 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	遮音壁の位置及び高さ等[8 (1)]	
九 冷却塔、冷暖房施設の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機の稼働時間帯及び位置を示す図面[8 (4)]	
十 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	等価騒音レベルの予測[8 (6) ①②]	
十一 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	夜間における騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測[8 (7) ①②]	
十二 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠[9 (1)]	

3 指針

[]内：説明書等記載項目一覧表の掲載箇所

法に基づく届出事項	説明書等記載事項
一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項	計画地の概要[1 (3) ②③] 計画地周辺の概要[1 (4) ①②]
二 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項	
1 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項 (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項 ②駐車場の位置及び構造等 ③駐輪場の確保等 ⑤経路の設定等 (2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	駐車場の自動車の入口の形式[3 (6) ②] 駐車場の配置図[3 (7)] 従業員用駐輪場の収容台数[4 (2)] 駐輪場配置図[4 (3)] 駐輪場の管理体制[4 (4)] 自動二輪等駐車場の収容台数及び面積[5 (1)] 自動二輪等駐車場の管理体制[5 (2)] 自動二輪等駐車場配置図[5 (3)] 現在の交通状況[6 (1)] 来店客車両の予測[6 (2)] 開店後の交通量予測[6 (3)] 廃棄物減量化及びリサイクル等に関する配慮事項[9 (4)]
2 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項 (1) 騒音の発生に係る事項 (2) 廃棄物に係る事項 (3) 街並みづくり等への配慮等	荷さばき作業に関する騒音対策[8 (2)] BGM等の営業宣伝活動の有無及び内容[8 (3)] 付帯施設における騒音対策の概要[8 (5)] 廃棄物等の運搬・処理計画[9 (3)] 立面図[1 (5) ④] 街並みづくり等への配慮事項[10 (1)] 緑化計画の内容[10 (2)] 景観への配慮[10 (3)] 屋外照明・広告塔照明の計画と光害対策[10 (4)] その他周辺地域の生活環境への配慮に係る特記事項[10 (5)]

6 届出書類等の記載例

出店計画説明書

本章に示しております記載例及び記載要領は、標準的な店舗を想定して作成したものですから、これにより難しい場合などは事前にご相談ください。

〈記載例の見方〉

- ・様式に記載例と記載の際の要領を次のように示しています。
- 記載例 →ゴシック文字
- 記載要領 → 内

記載例 1 「出店計画説明書」

1 大規模小売店舗施設計画の概要

(1) 建物の名称及び所在地

- ・ 建物の名称は設置後予定している名称を記載してください。
- ・ 所在地は計画地の登記簿上の地番・筆数を記載してください。

(2) 変更事項

- ・ 変更前後の数値が確認できるように記載してください。

(3) 計画地の概要

①敷地面積及び土地の所有形態

建 物 敷 地	○, ○○○㎡ (うち建築面積○, ○○○㎡)	自己所有
駐 車 場 用 地	○, ○○○㎡	賃貸借契約 (予定)
合 計	㎡	

- ・ 敷地面積は合計面積とともに用途別に分けて記載してください。
- ・ 所有形態は、自己所有及び借地の区分をしてください。

②法令上の用途等

- ・ 都市計画
- ・ 地区計画
- ・ まちづくり協定 等の有無及び概要を記入してください。

③現在の土地・建物の利用状況

- ・ 出店予定地の現在の土地及び建物の利用形態を記入してください。

(4) 計画地周辺の概要

①立地環境

- ・ 計画地の立地環境を具体的に記載してください。
(駅からの距離、隣接道路や商業地への立地か、住宅地への立地が分かるようにしてください)

②隣接地の用途状況

北 側	
東 側	
南 側	
西 側	

- ・ 計画地の周囲4方向の隣地(道路を隔てた隣地を含める)の用途状況を具体的に記載してください。

(5) 建物の構造及び規模

①建物構造及び規模

鉄骨造・鉄筋コンクリート造 地上〇階・地下〇階・棟屋〇階 等

・ 2以上の棟に分かれる場合はそれぞれについて記載してください。

②延べ床面積及び各階別床面積と用途

・ 小売店舗以外の施設の用途・面積を含めて記載してください。

③建築着工予定年月日及び完成予定年月日

・ 変更届の場合は、その変更に係る部分の工事について記載してください。

④図面

- ・ 広域見取図 ・ 周辺見取図 ・ 建物配置図
- ・ 各階平面図 ・ 立面図

・ 8「4添付図面」(p70)を参照してください。

2 営業計画の概要

(1) 開店予定年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 小売業者の氏名又は名称及び住所

	氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住所
1	株式会社 〇〇	代表取締役 〇〇 〇〇	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
2	未定		

(3) 主として販売する物品の種類

	氏名(名称)	主として販売する物品の種類
1	株式会社 〇〇	食料品
2	未定	未定

・ 「主として販売する物品」欄は、小売業を行う者ごとに「衣料品」、「食料品」及び「住・生活関連品」のうち、「総年間販売予定額」の70%を超える取扱品を記載してください。いずれの取扱品も70%を超えない場合は「総合」と記載してください。
・ 計画説明書作成時点で未定の分については、予定している物品の種類を記載してください(小売業者が決定次第、市に報告してください)。

(4) 開店時刻及び閉店時刻

	氏名(名称)	業種・業態	開店時刻	閉店時刻	店舗面積
1	株式会社 〇〇	食品スーパー	午前10時00分	午後9時00分	m ²
2	未定	未定	午前10時00分	午後9時00分	m ²

3 駐車場の計画

(1) 必要駐車収容台数の算出根拠

【指針により算出する場合】

	事 項 等	必要駐車台数等	各事項算出のための計算式等
店舗の 来客者	地区の区分	商業・その他地区	(理由：)
	S：店舗面積	千 ² m	※6,981 ² m→6.981千 ² m
	A：店舗面積当たり日来店客数原単位	人/千 ² m	
	B：ピーク率	14.4%	(ピーク： 〇〇時～〇〇時) (理由：)
	L：駅からの距離	m	(駅名： 〇〇線△△駅)
	C：自動車分担率	%	
	D：平均乗車人員	人/台	
	E：平均駐車時間係数		
その 他の 施設等 の利用者	F：必要駐車台数	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$
	従業員通勤車両用	台	
	業務用車両用	台	
	搬出入車両用	台	
	併設施設の車両用	台	
	その他	台	
	G：その他の施設等必要駐車台数計	台	
必要駐車台数合計		台	F + G
届出収容台数合計		台	

注) 原則として、「必要駐車台数合計」の小数点第1位を切り上げて処理してください。

- ・年間の平均的な休祭日（平日の来客数が休祭日よりも多くなる場合は来客数が最大となる当該曜日。以下同じ。）における店舗の来客の自動車台数がピークとなる1時間について予想される必要駐車台数を算出してください。
- ・「B：ピーク率」の「ピーク」欄には、年間の平均的な休祭日における店舗の来客者がピークとなると想定される時間帯（1時間）を記載してください。また、「理由」欄にはその時間帯をピークと想定した理由を記載してください。（別紙でも結構です。）
- ・「L：駅からの距離」欄は、原則として、駅の最寄りの改札口から店舗の敷地を結んだ地図上の直線距離を記載してください。
- ・「その他の施設等の利用者」欄は届出書に記載した駐車場が店舗の来客者の車両と併設施設を始めとしたその他の施設等（遊園地等の屋外に設置された施設等も含む。）の利用者の車両とで共用されている場合であって、これらの車両の駐車部分が明確に区切られていない場合に記載してください。
- ・「併設施設用」として複数の併設施設がある場合は、用途や事業の種類ごとに根拠を示し、必要駐車台数を算出してください。ただし、併設施設の面積の合計が店舗面積の合計の2割を超えない場合、記載を省くことも可能です。

【特別の事情により指針以外の方法で算出する場合】

特別の事情の説明：	
算出根拠：	
必要駐車台数合計：	台
届出収容台数合計：	台

- ・既存の類似店舗における実績等を参考にして算出する場合には、原則として次の項目を明らかにして算出してください（可能な限り多くの店舗のデータを示してください）。
 - ①参考とした店舗名、所在地
 - ②参考とした店舗の概要（駐車台数、店舗面積、用途地域、所在市町村の人口、駅からの距離等）
 - ③参考とした理由（データ等に基づく具体的・合理的な理由を記載してください）
 - ④日来店客数（平日・休日）両数
 - ⑤休日における1時間ごとの来客数
 - ⑥自動車分担率
 - ⑦平均乗車人員
 - ⑧駐車場平均駐車時間
- * 可能であれば、参考とした店舗の周辺見取図と建物配置図を添付してください。
- ・既存の類似店舗とは、店舗面積その他の店舗の特性、立地する地区の特性その他の地域の事情に類似性があり、かつ、店舗の開店等の時期が近時である大規模小売店舗をいいます。
- ・他の方法で算出する場合にも、算出根拠として、上記の項目と同程度の項目を明らかにしてください。

(2) 駐車場の位置、出入口の数

	位 置	出入口の数			
No.		入口	箇所	／	出口 箇所
No.		入口	箇所	／	出口 箇所

(3) 駐車場収容台数

	普通車両	軽車両	身障者用	計
No.	台	台	台	台
No.	台	台	台	台
合計	台	台	台	台

(4) 駐車場を利用できる時間帯

	駐車場利用可能時間帯
No.	
No.	

(5) 年間の平均的な休祭日のピーク 1 時間に予想される来客者等の自動車の方向別台数の算出

項目		予測来台数	予測来台数の算出根拠
店舗の来客車両		台	
その他の施設等の利用者等	従業員通勤車両	台	
	業務用車両	台	
	搬出入車両	台	
	併設施設の車両	台	
	その他	台	
予測来台数合計		台	—
駐車場入口	No.	台	
	予測来台数合計	台	

- ・年間の平均的な休祭日における店舗の来客の自動車台数がピークとなる 1 時間について予想される自動車来台数を算出してください。
- ・「その他の施設等の利用者」欄は届出書に記載した駐車場入口が店舗の来客者の車両と併設施設を始めとしたその他の施設等（遊園地等の屋外に設置された施設等も含む。）の利用者の車両とで共用されている場合に記載してください。
- ・「併設施設」として複数の併設施設がある場合は、施設の用途や事業の種類ごとに根拠を示し、予測自動車来台数を算出してください。ただし、併設施設の面積の合計が、店舗面積の合計の 2 割を超えない場合、記載を省くことも可能です。
- ・「駐車場入口」の「予測来台数」欄は、届出に係る駐車場の入口ごとの予測来台数を記載し、「予測来台数の算出根拠」の欄に、その算出根拠を記載してください。（現状の交通量調査の結果を根拠として算出した場合は、その調査結果等の関連資料を添付してください。）
- ・上記の駐車場の入口ごとの「予測来台数の算出根拠」に従って、ピーク 1 時間の予測来台数を 8「4 添付図面」の「周辺見取図」（p70）の主要幹線道路から駐車場の入口に至る道路や主な交差点に記載してください。
- ・駐車場の出入口については、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）に基づく構造及び設備の基準が適用される駐車場について、これを遵守することは当然ですが、同法の適用を受けない場合であっても、当該駐車場の出入口の位置は当該基準に則したものとする必要があります。

(6) 駐車場の入口の形式

①年間の平均的な休祭日のピーク1時間における駐車場の入口の入庫処理能力

駐車場	形式	発券ブースの形式	予測来台数	入庫処理能力
No.			台	台
No.			台	台
No.			台	台
No.			台	台
合計	—			

・「駐車場入口」の「予測来台数」欄は、(1)の「駐車場入口」の「予測来台数」を転記してください。

・「入庫処理能力」欄には、次の入庫処理能力算出のための計算式を記入してください。

【入庫処理能力】
 $\{60 \text{分} / (\text{メーカから提供される1台当たりの処理時間(分)} + \text{乗客の乗降時間等(分)})\}$
 (×発券ブース等の台数：1つの出入口で複数台設置されている場合)

・「メーカから提供される1台当たりの処理時間」を示す仕様書、パンフレットなどがあれば添付してください。

・上記の計算式では「入庫処理能力」を算出することができない方法で入庫処理を行う場合は、その方法にあわせて入庫処理能力を算出し、その根拠を記載してください。

②敷地内駐車待ちスペース

駐車場	駐車待ちスペース	必要な駐車待ちスペース	
No.	m	m	

・「必要な駐車待ちスペース」欄には、次の計算式を記入してください。

【必要な駐車待ちスペース】
 $(\text{当該入口1分当たりの来台数(台)} \times 1.6 - \text{当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数(台)}) \times 6$ (m：平均車頭間隔)

(7) 駐車場の配置図

・次の項目を記載してください。(8「4添付図面」(p70)参照)

- 駐車場の位置
- 駐車場の自動車の出入口の位置
- 駐車待ちのスペースの位置
- 敷地内及び駐車場内における案内看板等の設置及び交通整理員の配置場所
- 敷地内及び駐車場内の入出庫車、自転車、歩行者等の導線
- 敷地内及び駐車場内の車路の位置及び幅員
- 敷地内及び駐車場内の歩行者用通路の位置
- 駐車マス区画線及び駐車マスの寸法
- その他必要な項目

4 駐輪場の計画

(1) 駐輪場の構造、収容台数及び面積

駐輪場名称	構造	収容台数	面積
駐輪場	2段式	〇〇台	〇〇. 〇m ²
原動機付自転車駐輪場	平面式	〇〇台	〇〇. 〇m ²
合 計		〇〇台	〇〇. 〇m ²

(2) 従業員用駐輪場の収容台数

(3) 駐輪場配置図

<p>・次の項目を記載してください。(8「4添付図面」(p70)参照)</p> <p>駐輪場の位置 駐輪マス区画線 駐輪場への自転車及び原動機付自転車の経路及び出入口</p>

(4) 駐輪場の管理体制

項 目	具体的な内容
整理員等の配置	
営業時間外の管理等	

5 自動二輪等駐車場の計画

(1) 自動二輪等駐車場の収容台数及び面積

	収容台数	面 積
自動二輪等駐車場	台	m ²

(2) 自動二輪等駐車場の管理体制

項 目	具体的な内容
整理員等の配置	
営業時間外の管理等	

(3) 自動二輪等駐車場配置図

<p>・次の項目を記載してください。(8「4添付図面」(p70)参照)</p> <p>駐車場の位置 駐車場への自動二輪等の経路及び出入口</p>
--

6 経路の設定

(1) 現在の交通状況

調査年月日	
調査場所	
調査の委託先	
調査の方法	
調査結果	

- ・調査日時、天候も記載してください。
- ・案内経路の時間帯別通過交通量を計測してください（平日休日別）。
- ・計測場所は適切な交差点を設定し、その地点を周辺見取図に記載し、当該交差点全方向の通過交通量を普通車・大型車別に計測してください。
- ・経路上の交差点の信号現示

(2) 来客車両の予測

- ・案内経路の方向別時間別来客車両予測及び根拠を記載してください。

(3) 開店後の交通量予測

予測の方法	
予測の根拠	
予測結果	

- ・現在の交通量に来客車両数を加算することにより開店後の交通量を予測し、渋滞の発生見込みの推定と交差点飽和度の推定をしてください。

(4) 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

項目	具体的な内容
自動車の案内経路	別添「周辺見取図」のとおり
自動車の案内方法(例)	
案内板等の設置	設置場所：別添「周辺見取図」のとおり 方式等：
交通整理員の配置	配置場所：別添「周辺見取図」のとおり 人数、配置日時等：
チラシ等の配布	配布方法： 内容等：
その他	

- ・「自動車の案内方法」については、実施する内容に応じて適宜記載してください。
- ・案内板等の設置場所及び交通整理員の配置場所については、8「4添付図面」の「周辺見取図」(p70)にその予定場所を図示してください。
- ・案内板等ごとに、表示内容（指示方向等）を簡潔に上記図面に図示してください。

7 荷さばき施設の整備

(1) 荷さばき施設の面積

荷さばき施設			同時作業可能台数		待機スペースの有無	防音等の対応
No.	面積	構造	車両積載重量	台数		
	〇〇. 〇㎡	屋内	4 t	〇台	有/1台	無

- ・同時作業可能台数は車両の大きさ別に記載してください。
- ・待機スペース有の場合は待機可能台数も記載してください。

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前〇〇時～午後〇〇時

(3) 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

No.	時間帯	荷さばき車両(台)			平均的な荷さばき処理時間	廃棄物処理車両(台)
		2 t	4 t	合計		
1	8:00~9:00				分	
	9:00~10:00					
	21:00~22:00					
2	8:00~9:00					
	9:00~10:00					
	20:00~21:00					
	合計					

- ・「時間帯」欄は届出に係る荷さばき施設ごとに、荷さばきを行うことができる時間帯を1時間ごとに区分してください。
- ・荷さばきを行う車両1台当たりの平均的な荷さばき処理時間(分)を記入してください。

(4) 搬出入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬出入車両の出入口の数

(5) 荷さばき施設配置図

- ・次の項目を記載してください。(8「4添付図面」(p70)参照)
 荷さばき施設の位置
 搬入車両進入路
 待機スペースの位置

8 騒音発生に対する対策

(1) 遮音壁の位置及び高さ等

遮音壁の位置	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ
別添「建物配置図」のとおり	m	mm

・ 8「4添付図面」の「建物配置図」(p71)に遮音壁の位置を図示してください。

(2) 荷さばき作業に関する騒音対策

項 目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき施設の騒音対策	
荷さばき作業の騒音対策	

・ 具体的な騒音対策の内容欄には「効率的な配送計画による作業時間の短縮」、「床面に緩衝素材を採用」、「作業車両のアイドリング禁止」、「作業員への騒音防止意識の徹底」等具体的な内容を記載してください。

(3) BGM等の営業宣伝活動の有無及び内容

活動の有無	使用時間帯	拡声器の数	位 置	具体的な騒音対策の内容
有	〇〇:〇〇 ~〇〇:〇〇			

(4) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機の稼働時間帯及び位置を示す図面

項 目	稼働時間帯	位 置
冷 却 塔	No. 1 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	別添「建物配置図」のとおり
	No. 2 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	〃
	No. 3 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	〃
室 外 機	No. 1 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	〃
	No. 2 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	〃
	No. 3 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	〃
送 風 機	No. 1 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	〃
	No. 2 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	〃
	No. 3 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇	〃

(5) 付帯施設における騒音対策

項 目	具体的な騒音対策の内容
駐車場	
廃棄物収集作業等	

・ 具体的な騒音対策の内容欄には「床の段差解消」、「早朝・深夜における作業の回避」等具体的な内容を記載してください。

(6) 等価騒音レベルの予測

①等価騒音レベルの予測の結果

時間の区分	予測地点			予測と評価	
	位置 【○○図】	高さ (m)	用途地域	予測値 (dB)	基準値 (dB)
昼間 午前 6時 午後 10時	A				
	B				
	C				
	D				
夜間 午後 10時 午前 6時	a				
	b				
	c				
	d				

- ・当該店舗で小売業を行う者の営業時間帯（開店時刻～閉店時刻）以外の時間帯であっても、騒音の発生が見込まれる場合は、それらについても予測の対象としてください。
- ・予測地点を8「4添付図面」の「建物配置図」（p71）等に図示してください。
- ・「用途地域」は各予測地点に適用される都市計画法（昭和43年法律第100号）上の用途地域を記載してください。
- ・予測地点に適用される「基準値」は（別表）「1 騒音に係る環境基準」（p36）を参照してください。

②等価騒音レベルの予測の算出根拠

別添根拠資料のとおり

- ・根拠資料には概ね次のような事項を記載してください。
 - ①対象店舗及び周辺の住宅等の配置状況
 - ②対象店舗周辺の用途地域の指定状況及び騒音関係法令等の指定状況
 - ③予測・評価の手順
 - ④騒音発生源の基準距離における騒音レベル、騒音の継続時間、予測地点までの距離など予測計算に必要なデータ
 - * 定常騒音源については、カタログデータから引用した基準距離における騒音レベルの数値から予測を行ってください。
 - * 予測において実測値を用いる場合には、別途ご相談ください。
 - ⑤予測地点の考え方
 - ⑥予測計算の経過及びその結果 など
- ・予測の具体的な計算手法については、「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き」（平成12年9月 通商産業省産業政策局流通産業課）を参考としてください。

(7) 夜間における騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測

①騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果

騒音発生源	予 測 地 点			予 測 と 評 価	
	位 置 【○○図】	高 さ (m)	用途地域	予 測 値 (dB)	基 準 値 (dB)
定 常 騒 音	冷却塔				
	室外機				
	給排気口				
	その他				
変 動 騒 音	自動車走行				
	荷さばきアイトリング				
	荷さばき後進警告ブザー				
	廃棄物収集作業				
	BGM等				
衝 撃 騒 音	その他				
	荷さばき荷下ろし				
	荷さばき台車走行				
	その他				

- ・午後11時から午前6時の時間帯（予測時間帯）において騒音の発生が見込まれる場合に記載してください。
- ・当該店舗で小売業を行う者の営業時間帯（開店時刻～閉店時刻）が予測時間帯にかからない場合であっても、予測時間帯に騒音の発生が見込まれる場合は記載してください。
- ・「騒音発生源」欄は発生が見込まれる騒音源ごとに記載してください。（一体として運用される機器等が近接して配置されている場合には、一の騒音源となる場合がありますので注意してください。）
- ・予測地点を8「4添付図面」の「建物配置図」（p71）等に図示してください。
- ・「用途地域」は各予測地点に適用される都市計画法上の用途地域を記載してください。
- ・予測地点に適用される「基準値」は（別表）「2 騒音規制法における夜間の規制基準」（p36）を参照してください。

②騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の算出根拠

別添根拠資料のとおり

- ・根拠資料には概ね次のような事項を記載してください。
 - ①対象店舗及び周辺の住宅等の配置状況
 - ②対象店舗周辺の用途地域の指定状況及び騒音関係法令等の指定状況
 - ③予測・評価の手順
 - ④騒音発生源の基準距離における騒音レベル、予測地点までの距離など予測計算に必要なデータ
 - *予測において実測値を用いる場合には、別途ご相談ください。
 - ⑤予測計算の経過及びその結果 など
- ・等価騒音レベルの予測の根拠資料と別冊とする必要はなく、内容的に共通する部分は記載を省略することも可能です。
- ・予測の具体的な計算手法については、「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き」（平成12年9月 通商産業省産業政策局流通産業課）を参考としてください。

(別表)

1 騒音に係る環境基準

用途地域	地域の類型	基準値	
		昼間	夜間
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	A	55 dB 以下	45 dB 以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域	B		
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	C	60 dB 以下	50 dB 以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 「その他の地域」とは、都市計画法の用途地域として定められた区域以外の地域をいう。

3 地域の当てはめは、「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域として知事が指定する地域」(平成11年神奈川県告示第312号)に基づく。

2 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準における夜間の規制基準

用途地域	基準値
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	40 dB
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域	45 dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	50 dB
工業地域	55 dB

(注) 1 夜間とは午後11時から翌日の午前6時までの間とする。

2 「その他の地域」とは、都市計画法の用途地域として定められた区域以外の地域をいう。

3 地域の当てはめは、「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域として知事が指定する地域」(平成11年神奈川県告示第312号)に基づく。

9 廃棄物等の保管施設の計画

(1) 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

【指針により算出する場合】

		算 出 根 拠 等				必要保管容量	
店 舗	廃棄物種別	S 店 舗 面 積	A 1日当たりの廃棄物等の 排出予測量 (指針原単位×S)	B 平 均 保 管 日 数	C 見 かけ 比 重 (t/m ³)	A×B÷C (m ³)	
	紙製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		
		6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
				計 t			
	金属製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		
		6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
				計 t			
	ガラス製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		
		6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
				計 t			
	プラスチック製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		
		6,000 m ² 超の部分	千m ²	(t)			
				計 t			
	生ごみ等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		
6,000 m ² 超の部分		千m ²	(t)				
			計 t				
その他の可燃性廃棄物等	-	千m ²	t	日			
リサイクル関連	算 出 根 拠					必要保管容量	
D : 小 売 店 舗 必 要 保 管 容 量 計							
そ の 他 の 施 設 等	施 設	算 出 根 拠				必要保管容量	
	E : そ の 他 の 施 設 等 必 要 保 管 容 量 計						
必 要 保 管 容 量 合 計 (D+E)							
届 出 保 管 容 量 合 計							

- ・「店舗」の「リサイクル関連」欄は、リサイクル等の推進に関連する法令等に基づいて、廃棄物等の回収・保管を行う場合に必要となる保管容量及びその算出根拠を記載してください。ただし、新聞紙やチラシ等を束ねてリサイクル用として運搬する場合は「紙製廃棄物等」に、リサイクル可能なアルミ製・スチール製の缶等については「金属性廃棄物等」に、ガラス製の容器等については「ガラス製廃棄物等」に、飲料容器等については「プラスチック製廃棄物等」に、紙屑等は「その他の可燃性廃棄物等」に記載してください。
- ・「その他の施設等」の欄は、店舗から排出される廃棄物等と、レストランやオフィスなど併設施設（遊園地等の屋外に設置された施設等も含む。）から排出される廃棄物等を同一の保管場所に保管する場合であって、これらの廃棄物等の保管部分が明確に区切られていない場合に記載してください。

〔「C 見かけ比重」について指針の数値によらず算出した場合〕

計算に用いた見かけ比重とその根拠：

【指針以外の方法で算出する場合】

理由：	
算出根拠：	
必要保管容量合計：	m ³
届出保管容量合計：	m ³

(2) 廃棄物等の保管施設の位置

- ・ 次の項目を記載してください。(8「4 添付図面」(p70) 参照)
 廃棄物等の保管施設の位置、一般廃棄物の保管施設、リサイクル品のストックヤード
- ・ それぞれの寸法も記載してください。

(3) 廃棄物等の運搬・処理計画

① 廃棄物等の運搬方法

廃棄物等の種類	運搬方法	予定業者	運搬頻度	運搬時間帯
	自社・業者・その他			
			1回/1日	10:00~15:00

② 廃棄物等の処理方法

廃棄物の種類	処理方法		
	自社・業者・その他	予定業者	処理方法

③ 食品加工場の設置及び運営計画

施設面積	
配 置	
作業内容	
環境対策内容 (悪臭・汚水対策等)	

(4) 廃棄物減量化及びリサイクル等に関する配慮事項

10 街並みづくり等への配慮に関する事項

(1) 街並みづくり等への配慮事項

(2) 緑化計画の内容

敷地面積	緑化する土地の面積	緑化の方法
m ²	m ²	

・緑地帯の位置を8「4添付図面」の「建物配置図」(p71)等に図示してください。

(3) 景観への配慮

・具体的な内容を記載してください。
・建物完成予想の着色図を8「4添付図面」の「立面図」(p72)等に図示してください。

(4) 屋外照明・広告塔照明の計画と光害対策

	屋外照明	広告塔照明
照明灯の配置		
照明灯の方向		
照明の照度		
点灯時間		
光害対策		

・屋外照明・屋外広告照明の位置を8「4添付図面」の「建物配置図」(p71)等に図示してください。

(5) その他周辺地域の生活環境への配慮に係る特記事項

記載例：添付書類目次

添付書類 目次

1. 法人にあってはその登記事項証明書
別添のとおり
2. 主として販売する物品の種類
別添「大規模小売店舗出店計画説明書」2ページ2（3）のとおり
3. 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
別添「大規模小売店舗出店計画説明書」図3のとおり
4. 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
〇〇のとおり
5. 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
〇〇のとおり
6. 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
〇〇のとおり
7. 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
〇〇のとおり
8. 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
〇〇のとおり
9. 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
〇〇のとおり
10. 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
〇〇のとおり
11. 夜間において大規模小売店舗の運営に伴い騒音が見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
〇〇のとおり
12. 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠
〇〇のとおり

7 届出書類等の記載例

届出書

本章に示しております記載例及び記載要領は、標準的な店舗を想定して作成したものですから、これにより難しい場合などは事前にご相談ください。

〈記載例の見方〉

・様式に記載例と記載の際の要領を次のように示しています。

○記載例 → ゴシック文字

○記載要領 → 内

記載例 2 「新設の届出」

様式第 1 (第 3 条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

年 月 日

相模原市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役 ○ ○ ○ ○

住所 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ - ○

- ・設置者が個人の場合は氏名及び住所、法人の場合は名称、代表者の役職名・氏名及び住所を記載してください。
- ・設置者が複数の場合は、原則として連名で届け出てください。

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 : ○ ○ ○ 店

所在地 : 相模原市 ○ ○ 区 ○ ○ - ○ ○

- ・所在地は、住居表示ではなく建物登記簿上の所在地番とします。建物設置場所に係る地番が複数ある場合は、店舗の部分の面積が最も多くかかる地番を記載し、他の地番は「ほか」としてください。

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

	氏名 (名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
1	株式会社 ○ ○	代表取締役 ○ ○ ○ ○	○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ - ○ ○
2	有限会社 △ △ △ △	取締役 △ △ △ △	東京都 △ △ 区 △ △ 町 △
3	□ □ □ □	-	□ □ 郡 □ □ 町 □ □ - □

- ・小売業を行う者の数が多い場合は、別紙とすることも可能です。

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

- ・開店予定日（店舗内の店舗面積の合計が1,000㎡を超える予定の日）を記載してください。
- ・原則として届出日から8か月経過後の日以降としてください。

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

〇, 〇〇〇 ㎡

- ・面積の数値は、小数点第1位を四捨五入してください。（例）1,456.47㎡→1,456㎡
- ・店舗面積が複数階にわたる場合は、**合計を四捨五入**してください。
- ・店舗面積が確認できる書類及び「各階面積内訳表」を作成し、参考として別葉で添付してください。

＜各階面積内訳表＞ （参考） (単位：㎡)

階 層		1階	2階	〇階	合 計
店 舗 面 積					
併 設 施 設	オフィス				
	映画館				
	レストラン				
	ゲームセンター				
	□□□□				
小 計					

- ①「店舗面積」欄は、小売業を行うための店舗部分の床面積を記載してください。延床面積に含まれない店舗面積（軒下、屋上等）がある場合は、() 書きで外数として記載してください。（この欄の合計が届出に係る店舗面積の合計と一致します。）
- ②「併設施設」欄は、施設ごとにその用に供される部分の床面積を記載してください。
- ③ 端数処理は、「合計」を**四捨五入**で処理してください。それぞれの内訳についても、四捨五入を基本として調整し、「合計」と一致させてください。

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

	位 置		収容台数 (台)
駐車場No.1	別添 建物配置図	駐車場No.1のとおり	150
駐車場No.2	別添 周辺見取図	駐車場No.2のとおり	30
駐車場No.3	別添 各階平面図 (2F)	駐車場No.3のとおり	50
駐車場No.4	別添 各階平面図 (屋上)	駐車場No.4のとおり	50
合 計			280

- ・店舗の来客者が利用することができる駐車場すべてについて駐車場ごとに記載してください。
- ・店舗の来客者の車両とそれ以外の車両とで共用され、これらの車両の駐車部分が明確に区切られている駐車場の場合、店舗の来客者以外の車両を駐車する区画は除いてください。
- ・「位置」については、8「4添付図面」(p70)を参照して図示し、「位置」欄には図示した図面の名称を記載してください。
- ・「収容台数」については、駐車場ごとに次のとおり記載してください。また、上記の位置を示した図面に駐車マスを記載する等、駐車場ごとの収容台数を確認できるようにしてください。
 - ①店舗の来客者専用の駐車場の場合 → 総収容台数
 - ②店舗の来客者の車両とそれ以外の車両とで共用され、これらの車両の駐車部分が明確に区切られていない駐車場の場合 → 総収容台数

- ③借上げ駐車場の場合 → 店舗の来客者の車両用として契約している台数
 ④公共駐車場の場合 → 店舗の来客者の車両用として確実に使用可能と見込まれる台数
 ※借上げ駐車場や公共駐車場など、店舗の敷地以外の駐車場を届け出た場合は、駐車場ごとに店舗からの距離（当該駐車場の出入口と店舗の敷地の出入口の歩行者の経路の距離）や契約内容（期間、台数等）、利用状況、総収容台数などを明らかにして、敷地外駐車場の届出駐車台数が店舗の来客者用として確実に使用可能であると判断した考え方を示してください。

＜公共駐車場等の利用の状況＞ （参考）

駐車場	位置	店舗からの距離 (m)	総収容台数 (台)	届出駐車台数 (台)	届出駐車台数の算出根拠
公共駐車場No.	別添「周辺見取図」のとおり				
借上げ駐車場No.	〃				

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

	位置	収容台数 (台)
駐輪場No. 1	別添 建物配置図 駐輪場No. 1 のとおり	50
駐輪場No. 2	別添 建物配置図 駐輪場No. 2 のとおり	30
合計		80

- ・来客者が利用することができる駐輪場すべてについて、駐輪場ごとに記載してください。
- ・「位置」については、8「4添付図面」(p70)記載例を参照して図示し、「位置」欄には図示した図面の名称を記載してください。
- ・「収容台数」については、収容台数を確認できるようにしてください。
- ・自動二輪車の利用者が相当程度見込まれる店舗にあっては、原則として、一定の区画を区分して、駐車場所を確保するよう努めるとともに、安全への配慮をしてください。
- ・年間の平均的な休業日（平日の来客数が休業日よりも多くなる場合は来客数が最大となる当該曜日）における店舗の来客の自転車台数がピークとなる1時間について予想される必要駐輪台数及びその算出根拠が確認できる書類を、参考として別葉で添付してください。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

	位置	面積 (㎡)
荷さばき施設No. 1	別添 建物配置図 荷さばき施設No. 1 のとおり	100.0
荷さばき施設No. 2	別添 各階平面図 (B1F) 荷さばき施設No. 2 のとおり	150.0
合計		250.0

- ・店舗の敷地内において、荷さばき作業を行う場所として設定された施設又は区域（搬出入車両が荷さばき作業中に駐車している場所を含み、店舗の屋内か屋外かは問いません。）すべてについて、各荷さばき施設ごとに記載してください。
- ・荷さばき待ちの車両が待機するための場所及び荷下ろし作業後の荷の一時保管場所がある場合は、その場所も含みます。
- ・「位置」については、8「4添付図面」(p70)を参照して図示し、「位置」欄には図示した図面の名称を記載してください。
- ・「面積」については、確認ができるようにしてください。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	位 置	容量 (m ³)
廃棄物保管施設 No. 1	別添 建物配置図 廃棄物保管施設No. 1のとおり	30.0
廃棄物保管施設 No. 2	別添 建物配置図 廃棄物保管施設No. 2のとおり	20.0
合 計		50.0

- ・店舗から排出される廃棄物等を敷地外に搬出するまでの間、保管する場所として設定された施設等（店舗の屋内か屋外かを問いません。）のすべてについて、保管施設ごとに記載してください。
- ・店舗から排出される廃棄物等と併設施設から排出される廃棄物等の保管部分が明確に区切られている場合、併設施設から排出される廃棄物等の保管部分は除いてください。
- ・「位置」については、8「4添付図面」（p70）を参照して図示し、「位置」欄には図示した図面の名称を記載してください。
- ・「容量」については保管施設ごとに次のとおり記載してください。
 - ①店舗から排出される廃棄物等専用の保管施設の場合 → 総容量
 - ②店舗から排出される廃棄物等と併設施設から排出される廃棄物等を同一の保管場所に保管する場合であって、これらの廃棄物等の保管部分が明確に区切られていない場合 → 総容量
- ・「容量」については、容量が確認できるようにしてください。

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前〇〇時〇〇分	午後〇〇時〇〇分

- ・「2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名」で記載した小売業を行う者ごとに開店時刻及び閉店時刻を設定する場合は、小売業を行う者ごとに記載してください。
- ・小売業を行う者の数が多い場合は、別紙とすることも可能です。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	利用可能時間帯
駐車場No. 1	午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分
駐車場No. 2～4	午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分

- ・「5 (1) 駐車場の位置及び収容台数」で記載した駐車場ごとに最大限利用可能な時間帯を記載してください。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	数(か所)	位置
入口	4	別添 建物配置図 駐車場入口No.1、2、3、4のとおり
		別添 周辺見取図 駐車場入口No.1、2、3、4のとおり
出口	4	別添 建物配置図 駐車場出口No.1、2、3、4のとおり
		別添 周辺見取図 駐車場出口No.1、2、3、4のとおり

- ・原則として、公道から「5(1) 駐車場の位置及び収容台数」で記載した駐車場の敷地への、店舗の来客の自動車の入口と出口の数と位置をすべて記載してください。
- ・「位置」については、8「4 添付図面」(p70)を参照して図示し、「位置」欄には図示した図面の名称を記載してください。
なお、交差点付近に出入口を設けると、駐車場法等の規定のみならず、実際の交通への影響が懸念されるので、事前に十分に検討してください。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	利用可能時間帯
荷さばき施設No.1	午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分
荷さばき施設No.2	午前〇〇時〇〇分～午前〇〇時〇〇分

- ・「5(3) 荷さばき施設の位置及び面積」で記載した荷さばき施設ごとに作業を行うことが可能な時間帯を記載してください。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

記載例3 「変更の届出（1）設置者等の変更の届出」

様式第2（第6条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

相模原市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○○○

住所 ○○市○○町○○-○○

・設置者の氏名（名称）、住所等の変更に係る届出の場合は、変更後のものを記載してください。

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：○○○店

所在地：相模原市○○区○○-○○

・名称又は所在地の変更に係る届出の場合は、変更後のものを記載してください。

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ○○計画

(変更後) ○○○店

(2) 設置者の名称

(変更前) 株式会社□□□□

(変更後) 株式会社○○○○

(3) 小売業を行う者の名称等

(変更前)

	氏名 (名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所	区分
1	株式会社〇〇	代表取締役 〇 〇 〇 〇	〇〇市〇〇町〇〇- 〇〇	
2	株式会社□□	代表取締役 □ □ □ □	□□市□□町□□	
3	有限会社△△△	取締役 △ △ △ △	東京都△△区△△町 △	

(変更後)

	氏名 (名称)	代表者氏名 (法人の場合)	住 所	区分
1	株式会社△△△	代表取締役 △ △ △ △	東京都 △△市△△町△△	変更 1 入替 出店
2	株式会社〇〇〇	代表取締役 □ □ □ □	□□市□□町□□	変更 2 商号 変更
3	削除	—	—	変更 3 退店
4	株式会社□□□	代表取締役 □ □ □	□□郡□□町□□- □	変更 4 新規 出店

- ・ 変更に係る小売業を行う者ごとに記載してください。
- ・ 小売業を行う者の入替え等による変更の場合は、上記「(3) 小売業を行う者の名称等」のように、変更前後の小売業を行う者の関係が分かるように記載してください。
- ・ 参考として、変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間を記載した「小売業者等一覧表」を次のとおり別葉で添付してください。

〈参考〉小売業者等一覧表 平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

	小売業を行う者	所在地	代表者	主として販売する物品の種類	営業時間
1					
2					
3					

3 変更の年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

4 変更する理由

2 - (1) の変更 店舗名称の確定のため

2 - (2) の変更 商号変更のため

- 2－(3)の変更1 入替えによる退店及び出店のため
- 変更2 商号変更のため
- 変更3 退店のため
- 変更4 新規出店のため

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の項は記載しないこと。

記載例4 「変更の届出（2）配置や運営方法等の変更の届出」

様式第3（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

相模原市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役 ○ ○ ○ ○

住所 ○○市○○町○○-○

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：○ ○ ○ 店

所在地：相模原市○○区○○-○○

2 変更しようとする事項

(1) 店舗面積の合計

(変更前) ○, ○○○㎡

(変更後) △, △△△㎡

・次の届出事項の変更については、変更前後の数値が確認できるようにしてください。

(1) 店舗内の店舗面積の合計

(2) 店舗の施設の配置に関する事項のうち、次の事項

- ① 駐車場の収容台数
- ② 駐輪場の収容台数
- ③ 荷さばき施設の面積
- ④ 廃棄物等の保管施設の容量

(2) 駐車場の収容台数

(変更前)

	位 置	収容台数 (台)
駐車場No. 1	別添 建物配置図 変更前	150
駐車場No. 2	別添 周辺見取図 変更前	100
駐車場No. 3	別添 各階平面図 変更前 (2F)	50
駐車場No. 4	別添 各階平面図 変更前 (屋上)	50
合 計		350

(変更後)

	位 置	収容台数 (台)
駐車場No. 1	別添 建物配置図 変更後	150
駐車場No. 2	別添 周辺見取図 変更後	80
駐車場No. 3	別添 各階平面図 変更後 (2F)	50
駐車場No. 4	別添 各階平面図 変更後 (屋上)	50
合 計		330

(3) 荷さばき施設の位置

(変更前)

位 置	
別添 建物配置図変更前	荷さばき施設No. 1
別添 各階平面図変更前	荷さばき施設No. 2

(変更後)

位 置	
別添 建物配置図変更後	荷さばき施設No. 1
別添 各階平面図変更後	荷さばき施設No. 2

- ・「位置」の変更の場合、8「4 添付図面」(p70)を参照して、変更前と変更後の関係がわかるように図示し、「位置」欄には図示した図面の名称を記載してください。
- ・「位置」が分散している場合、原則として変更のない箇所についても図示した図面を添付してください。

(4) 小売業を行う者の閉店時刻

(変更前)

閉店時刻
午後〇〇時〇〇分

(変更後)

閉店時刻
午後△△時△△分

- ・参考として、変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間を記載した「小売業者等一覧表」を次のとおり別葉で添付してください。

〈参考〉小売業者等一覧表 平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

	小売業を行う者	所在地	代表者	主として販売する物品の種類	営業時間
1					
2					
3					

3 変更する年月日

2-(1)～(3)の変更 平成〇〇年〇〇月〇〇日

2-(4)の変更 平成△△年△△月△△日

- ・店舗の新設をする日、店舗内の店舗面積の合計、店舗の施設の配置に関する事項に係る変更の場合
→原則として届出日から8か月経過後の日以降とします。
- ・店舗の施設の運営方法に関する事項に係る変更の場合
→変更を行おうとする日を記載してください。

4 変更する理由
営業計画の変更のため

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

記載例5 「市意見を踏まえた変更届出」

様式第5（第16条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

相模原市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役 ○ ○ ○ ○

住所 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ - ○

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 : ○ ○ ○ 店

所在地 : 相模原市 ○ ○ 区 ○ ○ - ○ ○

2 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

(変更前)

	位 置	収容台数 (台)
駐車場No. 1	別添 建物配置図 変更前	150
駐車場No. 2	別添 建物配置図 変更前	100
合 計		250

(変更後)

	位 置	収容台数 (台)
駐車場No. 1	別添 建物配置図 変更後	180
駐車場No. 2	別添 建物配置図 変更後	120
合 計		300

・次の届出事項の変更については、変更前後の数値が確認できるようにしてください。

(1) 店舗内の店舗面積の合計

(2) 店舗の施設の配置に関する事項のうち、次の事項

① 駐車場の収容台数

② 駐輪場の収容台数

③ 荷さばき施設の面積

④ 廃棄物等の保管施設の容量

3 変更する理由

市の意見を踏まえ、車道に来客者の入庫待ち行列が発生しないようにするため。

- ・市の意見との関係がわかるよう、変更した理由を記載してください。
- ・届出事項の変更のほかに、届出事項を変更しないで市の意見への対応をとる事項を含む場合は、その対応により市の意見の内容を十分反映できることを証する資料を併せて提出してください。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

記載例 6 「市の勧告を踏まえた変更届出」

様式第 6 (第 18 条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

相模原市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役 ○ ○ ○ ○

住所 ○○市○○町○○-○

大規模小売店舗立地法第 9 条第 4 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 : ○ ○ ○ 店

所在地 : 相模原市○○区○○-○○

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前)

位 置	
入口	別添 建物配置図 変更前 駐車場入口No. 1
出口	別添 建物配置図 変更前 駐車場出口No. 1

(変更後)

位 置	
入口	別添 建物配置図 変更後 駐車場入口No. 1
出口	別添 建物配置図 変更後 駐車場出口No. 1

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

利用可能時間帯	
駐車場No. 1	午前○○時○○分～午後○○時○○分
駐車場No. 2	午前○○時○○分～午後○○時○○分

(変更後)

利用可能時間帯	
駐車場No. 1	午前○○時○○分～午後□□時□□分
駐車場No. 2	午前○○時○○分～午後△△時△△分

・次の届出事項の変更については、変更前後の数値が確認できるようにしてください。

(1) 店舗内の店舗面積の合計

(2) 店舗の施設の配置に関する事項のうち、次の事項

① 駐車場の収容台数

② 駐輪場の収容台数

③ 荷さばき施設の面積

④ 廃棄物等の保管施設の容量

3 変更する理由

「近隣住宅への騒音防止のため、出入口を住宅側から県道側に移すべき」との市の勧告を踏まえた措置をとるため。

・勧告との関係がわかるよう、変更する理由を簡潔に記載してください。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

記載例 7 「廃止の届出」

様式第 4 (第 9 条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

相模原市長 殿

・店舗内の店舗面積の合計を 1,000 m²以下とする日までに届け出てください。

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役 ○ ○ ○ ○

住所 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ - ○

大規模小売店舗立地法第 6 条第 5 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 : ○ ○ ○ 店

所在地 : 相模原市 ○ ○ 区 ○ ○ - ○ ○

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

3, 500 m²

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

900 m²

・店舗内の店舗面積の合計を 1,000 m²以下として営業を続ける場合には、参考として廃止後の店舗面積を確認できる書類を添付してください。

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1000 平方メートル以下となる日

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

・店舗内の店舗面積の合計を 1,000 m²以下とする日を記入してください。

5 変更する理由

店舗部分 (2, 600 m²) の用途を変更し、飲食店と事務所にするため。

・店舗内の店舗面積の合計を 1,000 m²以下とする理由を簡潔に記入してください。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

記載例 8 「承継の届出」

様式第 7 (第 19 条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

承継届出書

年 月 日

相模原市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役 ○ ○ ○ ○

住所 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ - ○

・承継後の設置者から届
け出てください。

大規模小売店舗立地法第 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 : ○ ○ ○ 店

所在地 : 相模原市 ○ ○ 区 ○ ○ - ○ ○

- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があつた年月日

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

・添付書類（登記事項証明書等）で確認できる日付け（原因日付）を記載してください。

- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所

名称 : 株式会社 △ △ △ △

住所 : △ △ 市 △ △ 町 △ △ - △ △

- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由

株式会社 △ △ △ △ を合併したため。

・譲渡、相続、合併又は分割の理由を簡潔に記載してください。

(例) 売買により取得 等

- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積

○, ○○○㎡

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添付すること。

3 ※印の項は記載しないこと。

・登記事項証明書など譲渡、相続、合併又は分割の事実を公的に証明できる書類を添付してください。

記載例 9 「既存店の変更届出」

様式第 8 (第 20 条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

相模原市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○○○

住所 ○○市○○町○○-○

大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項 (法附則第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称: ○ ○ ○ 店

所在地: 相模原市○○区○○-○○

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前○時 閉店時刻 午後○時

(変更後) 開店時刻 午前△時 閉店時刻 午後△時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前○○時 ~ 午後○○時

(変更後) 午前△△時 ~ 午後△△時

・「記載例 4 変更の届出 (2) 配置や運営方法等の変更の届出」(p 50) を参照してください。

3 変更する年月日

平成○○年○○月○○日

・店舗内の店舗面積の合計、店舗の施設の配置に関する事項に係る変更の場合

→原則として届出日から 8 か月経過後の日以降とします。

・店舗の施設の運営方法に関する事項に係る変更の場合

→変更を行おうとする日を記載してください。

4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項

- ・変更に係るもの以外の事項をすべて記載してください。
- ・記載方法は、8「4添付図面」(p70)を参照してください。
- ・「2 変更しようとする事項」に記載済みの事項であっても、項目は省略せずに、「2 変更しようとする事項」に記載済みの旨記載してください。

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

② 駐輪場の位置及び収容台数

③ 荷さばき施設の位置及び面積

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

「2 変更しようとする事項」に記載済み

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

「2 変更しようとする事項」に記載済み

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

8 届出事項及び届出書類等一覧表

8-1 届出書一覧表

		届出が必要な場合〈届出事項〉	根拠法令	届出時期	届出様式〔根拠〕	頁
1	新設の届出	大規模小売店舗を新設しようとする場合 ○ 店舗面積の合計が1,000㎡を超える建物を設置する場合 ○ 建物の床面積を変更し、店舗面積の合計が1,000㎡を超える建物となる場合 ○ 建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより、店舗面積の合計が1,000㎡を超える建物となる場合 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (3) 大規模小売店舗の新設をする日 (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ア 駐車場の位置及び収容台数 ウ 荷さばき施設の位置及び面積 エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 イ 来客が駐車場を利用することができる時 ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	法5①	開店日の8か月前まで	○様式第1 大規模小売店舗届出書 〔省令3③〕 ○記載例「2 新設の届出」	86 66
		次の届出事項を変更した場合 (1) 大規模小売店舗の名称 (2) 大規模小売店舗の所在地 (3) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (4) 小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 変更した事項 (3) 変更の年月日 (4) 変更する理由	法6①	変更後遅滞なく	○様式第2 変更届出書 〔省令6〕 ○記載例「3 変更の届出(1)設置者等の変更の届出」	86 47
2	変更の届出	次の届出事項を変更しようとする場合 (1) 大規模小売店舗の新設をする日 (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ア 駐車場の位置及び収容台数 イ 駐輪場の位置及び収容台数 ウ 荷さばき施設の位置及び面積 エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 変更しようとする事項 (3) 変更する年月日 (4) 変更する理由 (4) 変更する理由	法6②	変更日の8か月前まで	○様式第3 変更届出書 〔省令7②〕 ○記載例「4 変更の届出(2)配置や運営方法等の変更の届出」	88 50
				変更日前にあらかじめ届出		

添付書類	提出部数	留意事項
<p>○ 「添付書類一覧表」の「添付書類」全てを添付してください。 <u>基本的には、「出店計画説明書」が添付書類となります。</u></p>	<p>正本1部 副本4部</p>	<p>○ 設置者が複数の場合は、原則として連名で届け出てください。</p>
<p>なし</p> <p>※ 「小売業を行う者の氏名又は名称の変更」の場合は、参考として「小売業者等一覧表」を別葉で添付してください。</p>	<p>正本1部 副本3部</p>	<p>○ 「店舗の所在地の変更」とは、登記の変更により地番が変わる場合等、形式的な地番変更を指します。</p> <p>○ 「設置者の氏名又は名称の変更」とは、商号等の変更を指し、譲渡や相続等による設置者の変動は「10 承継の届出」が必要となります。</p> <p>○ 「小売業を行う者の氏名又は名称の変更」には、商号変更のみでなく、小売業を行う者の出退店及び相続や合併等による変更も含まま</p>
<p>○ 変更内容に関わらず「添付書類一覧表」の「添付書類」全てを添付してください。3～12については変更前後の状況が分かるように記載してください。 <u>基本的には、「出店計画説明書」が添付書類となります。</u></p> <p>※ 「小売業を行う者の開店時刻、閉店時刻の変更」の場合は、参考として「小売業者等一覧表」を別葉で添付してください。</p>	<p>正本1部 副本4部</p>	<p><軽微な変更> [法6④ただし書][省令8][要綱7]</p> <p>○ 店舗の附属施設の位置変更で周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と比して変化しないと市が認める「軽微な変更」は「8か月制限」が無くなります。 「軽微な変更」として、手続を行おうとする場合は、変更届出を提出する1ヶ月前までに「軽微変更適用申請書」を提出してください。</p> <p><届出不要の変更> [法6②ただし書][省令7①]</p> <p>○ 次の変更については、届出の必要はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一時的な変更 (2) 新設日の繰下げ (3) 市が法第8条第4項の規定により意見を有しない旨の通知をした場合の新設日の繰上げ (4) 店舗面積の合計の減少 (5) 届出している「店舗面積の合計」の1割以内の面積の増加（ただし、店舗面積10,000㎡超の店舗については、1,000㎡以下の増加） (6) 駐車場又は駐輪場の収容台数の増加 (7) 荷さばき施設の面積の増加 (8) 廃棄物等の保管施設の容量の増加 (9) 小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げ

	届出が必要な場合〈届出事項〉	根拠法令	届出時期	届出様式〔根拠〕	頁
3 市意見を踏まえた変更届出	市の意見を踏まえ、届出事項を変更しようとする場合 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 変更しようとする事項 (3) 変更する理由	法8⑦	—	○様式第5 届出事項変更届出書 〔省令16〕 ○記載例「5 市意見を踏まえた変更届出」	90 53
4 届出事項を変更しない旨の通知	市の意見を踏まえ、届出事項を変更しない場合 ○ 届出事項を変更せずに、市の意見に対応する場合	法8⑦	—	○要綱様式第9 届出事項を変更しない旨の通知書	107
5 市勧告を踏まえた変更届出	市の勧告を踏まえ、届出事項を変更しようとする場合 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 変更しようとする事項 (3) 変更する理由	法9④	—	○様式第6 届出事項変更届出書 〔省令18〕 ○記載例「6 市勧告を踏まえた変更届出」	91 55
6 廃止の届出	大規模小売店舗内の店舗面積の合計を1,000㎡以下とする場合 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 (3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000㎡以下となる日 (5) 変更する理由	法6⑤	店舗面積の合計を1,000㎡以下とする日まで	○様式第4 大規模小売店舗廃止届出書 〔省令9〕 ○記載例「7 廃止の届出」	89 57
7 承継の届出	設置者の地位を承継した場合 ○ 大規模小売店舗を譲り受けた場合 ○ 設置者に相続があった場合 ○ 設置者に合併があった場合 ○ 設置者に分割があった場合 〈届出事項〉 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日 (3) 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所 (4) 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由 (5) 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積	法11③	承継後遅滞なく	○様式第7 承継届出書 〔省令19〕 ○記載例「8 承継の届出」	92 58

添付書類	提出部数	留意事項
<p>○ 「添付書類一覧表」の「添付書類」2～12について変更前後の状況が分かるように記載してください。 <u>基本的には、「出店計画説明書」で変更後の予測を記載した項目が添付書類となります。</u></p>	<p>正本1部 副本4部</p>	<p>○ 届出の提出期限については、特に定めはありません。 ○ 「店舗の新設」は当該届出から2か月経過した後でなければできません。また、「新設日」、「店舗面積の合計」及び「施設の配置に関する事項」の変更についても当該届出から2か月を経過した後でなければ当該届出に係る変更を実施することはできません。</p>
<p>○ 対応の結果、添付書類に変更が生じる場合は、変更前後の添付書類を併せて提出してください。また、添付書類に変更が生じない場合においても、その対応をもって市意見の内容を十分反映できることを証する資料を併せて提出してください。</p>	<p>正本1部 副本4部</p>	<p>○ 通知の提出期限については、特に定めはありません。 ○ 「店舗の新設」は当該通知から2か月経過した後でなければできません。また、「新設日」、「店舗面積の合計」及び「施設の配置に関する事項」の変更についても当該通知から2か月を経過した後でなければ当該届出に係る変更を実施することはできません。</p>
<p>○ 「添付書類一覧表」の「添付書類」2～12について変更前後の状況が分かるように記載してください。 <u>基本的には、「出店計画説明書」で変更後の予測を記載した項目が添付書類となります。</u></p>	<p>正本1部 副本4部</p>	<p>○ 届出の提出期限については、特に定めはありません。</p>
<p>なし</p> <p>※ 廃止後、1,000㎡以下で営業を続ける場合には、参考として面積を確認できる書類を別葉で添付してください。</p>	<p>正本1部 副本2部</p>	<p>○ 当該届出は既存店が店舗面積の合計を1,000㎡以下とする場合にも必要です。</p>
<p>○ 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割を証する書類 (建物の登記事項証明書、法人の登記事項証明書等)</p>	<p>正本1部 副本2部</p>	<p>○ 承継後の設置者から届け出ます。</p>

	届出が必要な場合〈届出事項〉	根拠法令	届出時期	届出様式〔根拠〕	頁
8 既 存 店 の 変 更	<p>※〈既存店〉</p> <p>旧法（大店法）に基づく届出、調整を行い、法の施行期日（平成12年6月1日）に既に開店している店舗（旧法（大店法）で届出義務のなかった生協や農協等を含む。）及び平成13年1月31日までに開店、増床等変更した店舗で、法附則5①又は③の規定に基づく届出事項の変更を一度も行っていない店舗</p>	法附則5 ③	変更日の8か月前まで	○様式第8 大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書 〔省令20〕	93
	<p>○記載例「9 既存店の 変更届出」</p>			59	
	<p>〈既存店〉が法施行後、最初に次の（1）～（3）の事項を変更しようとする場合</p> <p>（1）大規模小売店舗内の店舗面積の合計 （2）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更</p> <p>ア 駐車場の位置及び収容台数 イ 駐輪場の位置及び収容台数 ウ 荷さばき施設の位置及び面積 エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <p>（3）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ウ 駐車場の出入口の数、位置 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>〈届出事項〉</p> <p>（1）大規模小売店舗の名称及び所在地 （2）変更しようとする事項 （3）変更する年月日 （4）次のうち変更に係るもの以外の事項</p> <p>ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>① 駐車場の位置及び収容台数 ② 駐輪場の位置及び収容台数 ③ 荷さばき施設の位置及び面積 ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p>		変更日前にあらかじめ届出		

添 付 書 類	提出部数	留 意 事 項
<p>○ 「添付書類一覧表」の「添付書類」3～12について変更前後の状況が分かるように記載してください。 <u>基本的には、「出店計画説明書」で変更後の予測を記載した項目が添付書類となります。</u></p>	<p>正本1部 副本4部</p>	<p>＜既存店の変更＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該変更届出では、変更に係る事項と併せて、それ以外の法第5条第1項に掲げる届出事項（新設日を除く）を全て届け出ることになります。 ○ 調整対象となるのは、変更に係る事項のみです。 ○ 既存店の場合、[法6②ただし書]に該当する変更であっても届出が必要となります。

8-2 添付書類一覧表

書類の種類 [根拠]	
9 添 付 書 類	1 法人にあってはその登記事項証明書 [省令4①(1)]
	2 主として販売する物品の種類 [省令4①(2)]
	3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 [省令4①(3)]
	4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠 [省令4①(4)]
	5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 [省令4①(5)]
	6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 [省令4①(6)]
	7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯 [省令4①(7)]
	8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面 [省令4①(8)]
	9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面 [省令4①(9)]
	1 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠 [省令4①(10)]
1 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 [省令4①(11)]	
1 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 2 [省令4①(12)]	
10 図添 面付	1 広域見取図
	2 周辺見取図
	3 建物配置図
	4 各階平面図
	5 立面図

8-3 説明会関連提出書類一覧表

	提出事由 <記載事項>	根拠	提出時期	様式	頁	留意事項
11 説 明 会 開 催 計 画 書	説明会の開催計画を定めた場合 <記載事項> (1) 店舗の名称及び所在地 (2) 説明会開催予定日時、場所 (3) 説明会開催の周知方法 (4) その他の特記事項	要綱8③	開催計画策定後、速やかに（原則として説明会の開催公告の1週間前まで）	要綱様式第3 説明会開催計画書 ○記載例 「10 説明会開催計画書」	99 78	○ 開催計画の策定は、説明会の回数が確定してから行うとともに、届出書類の補正等がある場合は、その処理が終了した後に行うようにしてください。
	12 報 告 書	説明会を終了した場合 <記載事項> (1) 店舗の名称及び所在地 (2) 実施状況	要綱8④	全ての説明会終了後、速やかに	要綱様式第4 説明会実施状況報告書 ○記載例 「11 説明会実施状況報告書」	

13 説明会 開催 免除 適用 申請書	説明会の開催を掲示により代える場合	要綱9①	届出書を提出しようとする日の1か月前まで	要綱様式第5 説明会開催免除 適用申請書	101	
	(1) 店舗の名称及び所在地 (2) 変更しようとする事項 (3) 届出を行おうとする年月日 (4) 変更する年月日 (5) 変更する事由 (6) 軽微変更に該当する理由			〇記載例 「12 説明会開催免除適用申請書」	82	

8-4 添付図面一覧表

- ・ 届出書類において、図面に示すこととした事項については、次に示す1～5の図面に示してください。
- ・ 「変更」に関する届出に添付する場合は、記載項目の変更前後の関係がわかるように工夫してください。
- ・ 1つの図面にまとめると煩雑になる場合には、複数の図面に分けて記載してください。（図面を分ける場合は、各図面の縮尺を統一してください。）
- ・ 図面に記載するときには、項目名を簡潔に表記するか凡例をつけてください。
- ・ 駐車場の位置等、1つの項目に係る情報が複数箇所に分散する場合は、項目ごとに通し番号をつけてください。
- ・ 一つの図面上で複数の施設等の位置を示す場合は、適宜、枠取り線の色や種類を変えて、違いが分かるようにしてください。
- ・ 図面には、必ず縮尺、方位を明記（原則として各図面の方位を合わせてください。）してください。
- ・ 図面のサイズがA4版を超える場合は、A4版に折り込んでください。

図面の種類	記載項目及び作成要領等
1 広域見取図	<ul style="list-style-type: none"> ○ 縮尺：1/10,000程度の地図を用意してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗を中心とする半径1kmの区域を含み、最寄りの幹線道路（国道、県道等）の状況がわかる地図としてください。 ○ 次の事項を記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 総括事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗の敷地の範囲及び店舗を中心とする半径1kmの区域を明示してください。 ・ 図面内に市町村境を含む場合は、その境界線を明示してください。
2 周辺見取図	<ul style="list-style-type: none"> ○ 縮尺：1/1,000～1/1,500 <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗周辺の住宅の配置等が確認できる地図を使用してください。 ○ 次の事項を記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 総括事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗の敷地境界、建物の位置及び隣接地の用途地域を明示してください。 ・ 店舗の敷地及び隣接地に地区計画、建築協定等まちづくり計画がある場合はその地区と範囲を明示してください。（別添でも結構です。） ・ 届出の「駐車場の位置」のうち、店舗の敷地内の「駐車場の位置」を記載してください。（大まかな位置がわかれば結構です。） ◆ 駐車場の位置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の位置 <ul style="list-style-type: none"> * 店舗の敷地外に隔地駐車場を設ける場合、その位置を枠取りし、収容台数を明示してください。 ◆ 駐車場の自動車の出入口の位置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の出入口の位置 ・ 店舗の敷地周辺及び駐車場の出入口が接する道路の状況 <ul style="list-style-type: none"> * 幅員、車線数、信号の位置及び形態、右左折帯の有無及び長さ、歩道の有無及び幅員、交通規制（一方通行、大型車進入禁止等）、横断歩道、通学路、鉄道踏切の有無等を記載してください。 ・ 最寄りの幹線道路（国道、県道等）から駐車場の出入口に至る道路や主な交差点ごとのピーク1時間に予想される自動車来台数 <ul style="list-style-type: none"> * 予測来台数に併設施設等の利用者の車両が含まれている場合には、「店舗の来客車両」の台数を（ ）で内数として併記してください。 ◆ 自動車の案内経路関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最寄りの幹線道路から駐車場の出入口までの案内経路 ・ 駐車場の出入口までの案内看板等の設置場所とその表示内容 ・ 駐車場の出入口までの案内看板等の設置場所 ・ 駐車場の出入口から最寄の幹線道路までの経路

図面の種類	記載項目及び作成要領等
3 建物配置図	<p>○ 縮尺：1/200～1/500</p> <p>○ 次の事項を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 店舗の配置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗の敷地境界及び建物の位置 ◆ 駐車場の位置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の位置 ・ 駐車場の自動車の出入口の位置 ・ 駐車待ちスペースの位置 ・ 敷地内及び駐車場内における案内看板等の設置及び交通整理員の配置場所 ・ 敷地内及び駐車場内の入庫車、自転車、歩行者の導線 ・ 敷地内及び駐車場内の車路の位置及び幅員 ・ 敷地内及び駐車場内の歩行者用道路の位置 ・ 駐車マス区画線及び駐車マスの寸法 <ul style="list-style-type: none"> * 来客者駐車場と業務用駐車場、その他施設の来場者駐車場（複合施設の場合）の区分を明記してください。 * 出入口のブース、ゲート等の位置についても記載してください。 * 各地駐車場についても記載してください。 ◆ 駐輪場の位置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐輪場の位置 ・ 駐輪マス区画線 ・ 駐輪場への自転車及び原動機付自転車の経路及び出入口 <ul style="list-style-type: none"> * 来客者駐輪場と業務用駐輪場、その他施設の来場者駐輪場（複合施設の場合）の区分を明記してください。 ◆ 自動二輪等駐車場の位置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の位置 ・ 駐車場への自動二輪等の経路及び出入口 ◆ 荷さばき施設関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷さばき施設の位置 ・ 搬入車両進入路 ・ 待機スペースの位置 <ul style="list-style-type: none"> * 作業中の搬出入車両の駐車スペース及び荷さばき待ち車両の駐車スペースがある場合は駐車可能台数とその位置を明示してください。 ◆ 騒音対策関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮音壁及び緑地帯の位置 ・ 拡声器の位置 ・ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機の設置場所 ・ 店舗周囲の4方向の等価騒音レベルの予測地点 ・ 店舗周囲の騒音レベル最大値の予測地点 ◆ 廃棄物等の保管施設関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等の保管施設の位置 ◆ 食品加工場の位置 ◆ 屋外照明・広告塔照明の位置

図面の種類	記載項目及び作成要領等
4 各階平面図	<p>○ 縮尺：1/200～1/500</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として全ての階について作成してください。 <p>○ 次の事項を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 店舗の配置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置 <ul style="list-style-type: none"> * 枠取りし、各階ごとに面積を明示してください。 ・ オフィス、マンション、映画館、ボーリング場、スポーツ施設、レストラン、ゲームセンター、クリーニングなどの併設施設の配置 <ul style="list-style-type: none"> * 枠取りし、用途を記載してください。 ◆ 駐車場の位置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の位置 ・ 駐車場の自動車の出入口の位置 ・ 駐車待ちスペースの位置 ・ 敷地内及び駐車場内における案内看板等の設置及び交通整理員の配置場所 ・ 敷地内及び駐車場内の入出庫車、自転車、歩行者の導線 ・ 敷地内及び駐車場内の車路の位置及び幅員 ・ 敷地内及び駐車場内の歩行者用道路の位置 ・ 駐車マス区画線及び駐車マスの寸法 <ul style="list-style-type: none"> * 来客者駐車場と業務用駐車場、その他施設の来場者駐車場（複合施設の場合）の区分を明記してください。 * 出入口のブース、ゲート等の位置についても記載してください。 * 各地駐車場についても記載してください。 ◆ 駐輪場の位置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐輪場の位置 ・ 駐輪マス区画線 ・ 駐輪場への自転車及び原動機付自転車の経路及び出入口 <ul style="list-style-type: none"> * 来客者駐輪場と業務用駐輪場、その他施設の来場者駐輪場（複合施設の場合）の区分を明記してください。 ◆ 自動二輪等駐車場の位置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の位置 ・ 駐車場への自動二輪等の経路及び出入口 ◆ 荷さばき施設関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 荷さばき施設の位置 ・ 搬入車両進入路 ・ 待機スペースの位置 <ul style="list-style-type: none"> * 作業中の搬出入車両の駐車スペース及び荷さばき待ち車両の駐車スペースがある場合は駐車可能台数とその位置を明示してください。 ◆ 騒音対策関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮音壁及び緑地帯の位置 ・ 拡声器の位置 ・ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機の設置場所 ・ 店舗周囲の4方向の等価騒音レベルの予測地点 ・ 店舗周囲の騒音レベル最大値の予測地点 ◆ 廃棄物等の保管施設関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等の保管施設の位置 ◆ 食品加工場の位置 ◆ 屋外照明・広告塔照明の位置
5 立面図	<p>○ 縮尺：1/200～1/500</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各面について用意してください。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 景観関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物完成予想の着色図面

9 説明会の開催

9-1 説明会の開催が必要な場合

「新設の届出」、「配置や運営方法等の変更の届出」（「軽微な変更」を除く。）及び「既存店の変更届出」に係る大規模小売店舗の設置者は、届出の日から2か月以内に市町村内において、届出書及びその添付書類に記載した事項の内容を周知するための説明会を開催しなければなりません。[法7①]

9-2 説明事項及び基本的な留意事項

説明会で説明しなければならない事項は、届出書及びその添付書類に記載された事項です。[法7①]

説明に当たっては、生活環境への影響等に関する調査・予測の結果や背景事情などの事項や指針において配慮を求められている事項への対応状況を含め、地域の住民等の理解が十分に得られるよう努めることが必要です。[指針]

質疑に関して責任ある回答ができるよう原則として設置者が説明を行うこととなりますが、設置者の委任を受けた小売業者やコンサルタントなどが説明を行うことも可能です。（ただし、説明会に関する法律上の責任はあくまで設置者にあります。）

9-3 開催日時及び開催場所

(1) 開催日時

説明会の開催日時については、地域の住民等の多くが参加できるようにするため、例えば、「平日の夜間」や「土・休日」等に設定するなどの配慮をしてください。[指針] [要綱8②]

(2) 開催場所

開催場所は、届出に係る大規模小売店舗が所在する市町村内の当該店舗の周辺の施設とされています。[法7①] [省令11①]

施設の選定に当たっては、できるだけ店舗に近く、相当な人数を収容できる施設とするとともに、地域の住民等の多くが参加できるように努めてください。[指針] [要綱8②]

なお、設置者は説明会を開催する日時や場所を決めようとするときは、市の意見を聴くことができます。[法7③]

9-4 開催回数

説明会の開催回数は、原則として、大規模小売店舗内の店舗面積の合計と営業時間等により次表の基準によることとしますが、必要に応じ3回を上限として回数を指定する場合があります。[省令11①][要綱8①]

説明会の開催回数の基準

「新設の届出」	店舗面積の合計	3,000㎡未満	1回
		3,000㎡以上 6,000㎡未満	2回
		6,000㎡以上	3回
	店舗面積の合計にかかわらず、次の①から③に掲げる時間帯のいずれかが午後11時から午前6時までの時間帯にかかる場合 ①小売業を行う者の営業時間帯(開店時刻～閉店時刻) ②来客が駐車場を利用することができる時間帯 ③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		3回
「配置や運営方法等の変更の届出」、「既存店の変更届出」	下記以外の変更		1回
	次の①から③に掲げる時間帯の変更であって、当該変更時間帯が午後11時から午前6時までの時間帯にかかる場合 ①小売業を行う者の営業時間帯(開店時刻～閉店時刻) ②来客が駐車場を利用することができる時間帯 ③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		3回

9-5 説明会開催計画書の提出

市では、設置者に「説明会開催計画書」を原則として「9-6 説明会開催予定日時等の公告」により公告を行う1週間前までに、市に提出していただくようお願いしています。

(「記載例10 説明会開催計画書」(p78)参照)[要綱8④]

9-6 説明会開催予定日時等の公告

設置者は、説明会の開催予定日時や場所を開催予定日の 1週間前までに公告しなければなりません。[法7②]

公告方法、公告範囲等は次表によりお願いしています。

なお、大規模小売店舗の近隣の住民等に対しては、これ以外の方法を活用するなどして、説明会の開催予定日時や場所の周知を積極的に図っていただくよう、配慮をお願いします。

説明会の公告方法等

ア 公告方法	・原則として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙3紙（朝日、毎日、読売）以上への掲載、又はちらしの折り込みにより行ってください。[省令12] [要綱10①]
イ 公告範囲	・新聞紙掲載、ちらしの折り込みのいずれの方法による場合でも、各紙が大規模小売店舗を中心とする半径1kmの区域を包含するように適宜地方版等を選択してください。[要綱10②]
ウ 公告事項	①開催予定日時及び場所（施設名、室名、住所、案内図） ②大規模小売店舗の名称及び所在地 ③大規模小売店舗の設置者及び小売業を行う者の氏名又は名称及び住所 ④「新設の届出」 → 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 「配置や運営方法等の変更の届出」、「既存店の変更届出」 → 変更の概要 ⑤問い合わせ先 <div style="text-align: right;">[法7②] [要綱10③]</div>

9-7 説明会実施状況報告書の提出

市では、設置者に説明会の終了後（複数回開催の場合は全ての説明会の終了後）、速やかに「説明会実施状況報告書」を作成し、提出していただくようお願いしています。

（「記載例11 説明会実施状況報告書」（p80）参照）[要綱8⑤]

9-8 説明会の特例

(1) 掲示による説明会

「配置や運営方法等の変更の届出」のうち、設置者からの申出があり、かつ、届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと市が認めたものについては、当該届出の縦覧期間中、「要綱様式第6」（p102）により届出書類の要旨を、店舗の敷地内の見やすい場所に掲示することで、説明会の開催に代えることができます。[省令11②] [要綱9④]

また、設置者は、掲示開始予定日や掲示場所を掲示開始予定日の1週間前までに公告しなければなりません。この場合、変更内容等を掲示開始予定日の1週間前から掲示することで、公告に代えることができます。[要綱10⑤]

掲示による説明会を希望するときは、変更届出書を提出する日の 1 ヶ月前までに「説明会開催免除適用申請書」に説明会の開催を掲示に代えることができる（周辺的生活環境に与える影響がほとんどない）ことを証する書類を添付して提出する必要があります。市は申請内容を審査し、説明会の開催を掲示に代えることのできると認める（認めない）と決定したときは、設置者に書面で通知します。（記載例「13 説明会開催免除適用申請書」（p84）参照）〔要綱9①〕〔要綱9③〕

10 届出書類等の記載例

説明会関連提出書類

本章に示しております記載例及び記載要領は、標準的な店舗を想定して作成したものですから、これにより難しい場合などは事前にご相談ください。

〈記載例の見方〉

- ・届出書類等の様式に記載例と記載の際の要領を次のように示しています。

○記載例 →ゴシック文字

○記載要領 → 内

記載例 10 「説明会開催計画書」

要綱様式第3（第9条第3項関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

説明会開催計画書

年 月 日

相模原市長 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株 式 会 社 ○ ○ ○ ○

代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○

住 所 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ - ○

（担当者氏名及び電話番号）

株式会社○○店舗開発部 ○○○○

電 話 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

相模原市大規模小売店舗立地法運用要綱第8条第4項の規定により、次のとおり提出します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：○ ○ ○ 店

所在地：相模原市○○区○○-○○

2 説明会の開催を予定する日時及び場所等

	開催予定の日時	開催予定の場所		
		会場の名称	会場の所在地	会場の入場可能人員
第1回	平成○年○月○日（○） 午後○時から○時まで	○○○○会館 ○号会議室	○○区 ○○○	○ 人
第2回	平成△年△月△日（△） 午後△時から△時まで	○○公民館 ○○ホール	○○区 ○○-○	○ 人
第3回	平成□年□月□日（□） 午後□時から□時まで	○○公民館 ○○ホール	○○区 ○○-○	○ 人

3 説明会開催の周知方法

周知を図る地域	周知方法	備 考
相模原市○○区○○ ○○丁目	平成○年○月○日（○）の ○○、△△、□□3紙への ちらし折り込み。	

- ・「周知を図る地域」欄は、店舗を中心とする半径1 km の区域に含まれる町丁名をすべて記載してください。
- ・「周知方法」欄は日刊新聞紙への掲載により行う場合は、説明会開催計画を掲載する新聞名、掲載面（地域版名称等）及び掲載予定日を記載してください。
日刊新聞紙へのちらし折り込みにより行う場合には、折り込みを行う新聞名及び配布予定日を記載してください。
- ・日刊新聞紙へのちらしの折り込みにより行う場合は、新聞ごとの配布地域が確認できる地図、配布部数明細表等を添付してください。また、ちらしの内容については、必ず事前に市に記載内容の確認を受けてください。

4 その他の特記事項

- ・説明会開催計画を定めるに当たり、特に配慮した点等があれば記載してください。
- ・他の法令等に基づく説明会や設置者が自主的に行う説明会等の実績（予定）があれば、その開催日時、説明内容及び対象者等を記載してください。

記載例 1 1 「説明会実施状況報告書」

要綱様式第 4 (第 9 条第 4 項関係) (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

説明会実施状況報告書

年 月 日

相模原市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

株 式 会 社 ○ ○ ○ ○

代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○

住 所 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ - ○

(担当者氏名及び電話番号)

株式会社 ○ ○ 店舗開発部 ○ ○ ○ ○

電 話 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

相模原市大規模小売店舗立地法運用要綱第 8 条第 5 項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 : ○ ○ ○ 店
所 在 地 : 相模原市 ○ ○ 区 ○ ○ - ○ ○
- 2 実施状況
別紙のとおり

備考 説明会を 2 回以上開催した場合は、実施状況について開催日時ごとに別葉に作成し添付すること。

(別紙) 実施状況

項 目	内 容
開催日時	平成〇年 〇月 〇日 (〇) 午後〇時から〇時まで
開催場所	名 称 相模原市〇〇会館 第〇会議室 所在地 〇〇区〇〇-〇〇
説明者	役職名 株式会社〇〇 取締役店舗開発部長 氏 名 〇〇〇〇
出席者	50名 *出席者名簿の添付は不要です
議事の概要	(1)挨拶 (2)届出内容の説明 (3)質疑・応答 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会の進行を簡潔に記載してください。 ・説明に使用した資料等があれば添付してください。 </div>
陳述意見	①どのような算出根拠で駐車場台数を決めたのか。 ②夜間の騒音対策はどうなっているのか。 ③夜間青少年の溜まり場になるのではないかと。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>・出席者から出された陳述意見や質問ごとに分けて記載してください。</p> </div>
陳述意見に対する 回答	①指針の計算式によって算出しました。 ②平均的な状況を呈する日の夜間の騒音レベルの最大値を予測したところ、騒音規制法の規制基準値内に収まっています。 ③チェーンでふさぐので、夜間の立入はできません。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>・出席者からの質問・意見に対する回答等を記載してください。</p> </div>
その他の特記事項	

・日刊新聞紙への掲載により説明会開催予定日時等の公告を行った場合は、その写しを添付してください。日刊新聞紙へのちらしの折り込みにより説明会開催日時等の公告を行った場合は、配布したちらし及び配布の完了が確認できる書類を添付してください。

記載例 1 2 「説明会開催免除適用申請書」

要綱様式第 5 (第 10 条第 1 項関係) (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

説明会開催免除適用申請書

年 月 日

(申請先)
相模原市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

株 式 会 社 ○ ○ ○ ○

代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○

住所 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ - ○

(担当者氏名及び電話番号)

株式会社 ○ ○ 店舗開発部 ○ ○ ○ ○

電話 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

相模原市大規模小売店舗立地法運用要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 : ○ ○ ○ 店

所在地 : 相模原市 ○ ○ 区 ○ ○ - ○ ○

- 2 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前 ○ 時 ~ 午後 ○ 時

(変更後) 午前 △ 時 ~ 午後 △ 時

- 3 上記 2 の変更に係る大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出を行おうとする年月日

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

- 4 変更する年月日

平成 △ 年 △ 月 △ 日

5 変更する事由

・具体的な内容を記載してください。

6 上記2の変更が省令第11条第2項の規定による説明会を開催する必要のない変更該当する理由

・周辺地域の生活環境に与える影響が変更前に比して変化ない理由を記載してください。
・証明する資料を添付してください。

要綱様式第6（第10条第4項関係）（縦90センチメートル以上、横100センチメートル以上）

大規模小売店舗立地法第○条第○項の変更届出の要旨		
店舗名称	○○○店	
所在地	相模原市○○区○○-○○	
届出者	氏名（名称）	株式会社○○○○ 代表取締役○○○○
	住所	○○市○○町○○-○
変更の内容	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻の変更 （変更前） 午前○時 ～ 午後○時 （変更後） 午前△時 ～ 午後△時	
変更理由	○○のため	
変更日	平成○年○月○日	

この掲示に関する問い合わせ先

・説明会の開催についての問い合わせ窓口を記載してください。

氏名（名称） _____ 住所 _____

担当部署 _____ 担当者 _____

電 話 _____

この掲示に関する届出書類及び添付書類は、 年 月 日から 年 月 日まで、相模原市環境経済局経済部商業観光課及び当該店舗出店予定地の区役所で閲覧できます。

- 備考 1 白色地、文字は黒色とすること。
- 2 掲示板を屋外に設置する場合は、風雨等のため容易に破損又は倒壊しない材料、構造により作製し、塗料は雨等に耐えられるものを使用すること。
- 3 この掲示に関する問い合わせ先は、必要な事項を記入すること。

1 1 届出書様式集

様式第1（第3条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

年 月 日

相模原市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第2（第6条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

相模原市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更した事項

（変更前）

（変更後）

3 変更の年月日

4 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第3（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

相模原市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更しようとする事項

（変更前）

（変更後）

3 変更する年月日

4 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第4（第9条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

相模原市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1000 平方メートル（法第3条第2項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあつては、当該他の基準面積）以下となる日
- 5 変更する理由

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第5（第16条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

相模原市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更しようとする事項

（変更前）

（変更後）

3 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第6（第18条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

相模原市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更しようとする事項

（変更前）

（変更後）

3 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第7（第19条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

承継届出書

年 月 日

相模原市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があつた年月日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の事実を証する書類を添付すること。
 - 3 ※印の項は記載しないこと。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

相模原市長 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

住所

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）

（変更後）
- 3 変更する年月日
- 4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

1 2 要綱様式集

様式第 1 (表) (第 3 条第 1 項関係) (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

大規模小売店舗新設・変更計画概要書

(法第 5 条第 1 項・法第 6 条第 2 項・法附則第 5 条第 1 項)

設置者	氏名 (名称)		住所 (所在地)	
	担当者		電話番号	
土地の状況	現在の利用状況			
	敷地面積	m ²	用途地域	
建築計画	構造		階数	
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
店舗計画	店舗名			
	所在地			
	店舗面積	m ²	開店・変更 予定日	
	併設施設の有無			
	主な小売業者		その他の テナント数	数
	営業時間	開店	時 分 ~ 閉店	時 分
駐車場	収容台数	台	自動二輪車収容台数	台
	出入口の数		利用可能 時間帯	
駐輪場	収容台数	台		
荷さばき施設	面積	m ²	作業時間帯	
廃棄物施設	保管施設の 容量	m ³	保管施設の 面積	m ²
	併設施設等との 保管施設共用の有無			
騒音	早朝・夜間の 騒音発生源設備稼働の有無			
変更事項	変更する事項	変更前	変更後	

代理人	氏名（名称）		住所（所在地）	
	担当者		電話番号	
添付書類				

（注）

- 1 立地場所の位置及び用途地域など周辺の土地利用状況が分かる周辺見取図を添付してください。
- 2 建物配置図及び各階平面図があれば添付してください。
- 3 変更の届出は原則としてこの様式を使用し、変更内容に応じ記載するとともに、現状と比較できるように記載してください。

様式第 2 (第 7 条第 1 項関係) (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

軽微変更適用申請書

年 月 日

(申請先)
相模原市長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所
(担当者氏名及び電話番号)

相模原市大規模小売店舗立地法運用要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)
(変更後)
- 2 変更しようとする事項
- 3 上記 2 の変更に係る大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出を行おうとする
年月日
年 月 日
- 4 変更する年月日
年 月 日
- 5 変更する事由
- 6 上記 2 の変更が大規模小売店舗立地法第 6 条第 4 項ただし書の規定による軽微な変更該当する理由

説明会開催計画書

年 月 日

（提出先）
相模原市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
（担当者氏名及び電話番号）

相模原市大規模小売店舗立地法運用要綱第8条第4項の規定により、次のとおり提出します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 説明会の開催を予定する日時及び場所等

	開催予定の日時	開催予定の場所		
		会場の名称	会場の所在地	会場の入場可能人員
第1回	年 月 日（ ） 時から 時まで			人
第2回	年 月 日（ ） 時から 時まで			人
第3回	年 月 日（ ） 時から 時まで			人

3 説明会開催の周知方法

周知を図る地域	周知方法	備考

4 その他の特記事項

説明会実施状況報告書

年 月 日

（提出先）
相模原市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
（担当者氏名及び電話番号）

相模原市大規模小売店舗立地法運用要綱第8条第5項の規定により、次のとおり報告します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 実施状況

項 目	内 容
開催日時	年 月 日（ ） 時から 時まで
開催場所	名 称 所在地
説明者	役職名 氏 名
出席者	名
議事の概要	
陳述意見	
陳述意見に対する 応答	
その他の特記事項	

（備考） 説明会を2回以上開催した場合は、実施状況について開催日時ごとに別葉に作成し添付すること。

説明会開催免除適用申請書

年 月 日

（申請先）
相模原市長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所
（担当者氏名及び電話番号）

相模原市大規模小売店舗立地法運用要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 上記2の変更に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出を行おうとする
年月日
年 月 日
- 4 変更する年月日
年 月 日
- 5 変更する事由
- 6 上記2の変更が省令第11条第2項の規定による説明会を開催する必要のない変更該当する理由

様式第6（第9条第4項関係）（縦90センチメートル以上、横100センチメートル以上）

大規模小売店舗立地法第○条第○項の変更届出の要旨

店舗名称		
所在地		
届出者	氏名（名称）	
	住所	
変更の内容		
変更理由		
変更日	年 月 日	

この掲示に関する問い合わせ先

氏名（名称）_____ 住所 _____
 担当部署 _____ 担当者 _____
 電 話 _____

この掲示に関する届出書類及び添付書類は、 年 月 日から 年 月 日まで、相模原市環境経済局経済部商業観光課及び当該店舗出店予定地の区役所で閲覧できます。

- 備考 1 白色地、文字は黒色とすること。
- 2 掲示板を屋外に設置する場合は、風雨等のため容易に破損又は倒壊しない材料、構造により作製し、塗料は雨等に耐えられるものを使用すること。
- 3 この掲示に関する問い合わせ先は、必要な事項を記入すること。

説明会開催不能申請書

年 月 日

（申請先）
相模原市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
（担当者氏名及び電話番号）

相模原市大規模小売店舗立地法運用要綱第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 大規模小売店舗の名用及び所在地
 - 2 公告をした説明会の開催日時
 - 3 説明会を開催できない事由
 - 天災、交通の途絶その他の不測の事態によるもの（省令第13条第1項第1号）
（具体的な事由）
 - 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによるもの（省令第13条第1項第2号）
（具体的な事由）
- （備考） 1 説明会を開催することができない事由については、該当する項目の□に印をつけその内容を具体的に記載してください。
- 2 説明会を開催することのできない事由の発生を証する資料を添付してください。

意見書

年 月 日

相模原市長

氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

住所又は所在地

(電話番号及び団体にあつては担当者名)

次の店舗について大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、裏面のとおり意見を提出します。

店 舗 名 称 (案件番号)

所 在 地

届出の種類

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の提出について

1 意見書の提出制度について

- 大規模小売店舗立地法 (以下「法」といいます。) では、大型店の設置者から提出された店舗の新設、変更の届出に対して、設置者が周辺の地域の生活環境を保持するため配慮すべき事項について意見のある方は、市へ意見書を提出することによって、意見を述べることができます。(法第 8 条第 2 項)
- 市は、提出された意見に配慮しつつ、指針を勘案して届出 (法第 6 条第 1 項の届出並びに市が軽微な変更と認めた法第 6 条第 2 項及び法附則第 5 条第 1 項又は第 3 項の届出を除く。) に対する市としての意見を定めることとなります。(法第 8 条第 4 項)

2 意見書の公告・縦覧について

- 提出いただいた意見書は、その概要を公告します。また、意見書は公告の日から 1 か月間縦覧に供されます。(法第 8 条第 3 項)
- 提出いただいた意見の中に個人情報に関する事項、または、公序良俗に反する事項が含まれている場合は、市の判断により、意見の全部又は一部を公告、縦覧しないこともありますのでご了承ください。

3 意見書の提出先等について

- 提 出 先：〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15
相模原市環境経済局経済部商業観光課
- 提 出 期 限：意見を述べようとする届出の公告がされてからから 4 か月以内

◎ この面に記載された個人情報、法第 8 条第 3 項の規定による縦覧及びその後の行政資料としての市民等への情報公開の際、非公開となります。

(裏)

No. _____

店舗名称		案件番号	
所在地			
届出の種類			
1 設置者が周辺の地域の生活環境を保持するため配慮すべき事項についての意見			
2 意見を述べる理由（根拠となる事項を具体的に記載してください。）			

◎ 意見書のこの面は、法第8条第3項の規定により縦覧に供され、その後は行政資料として市民等に情報公開されます（閲覧、複写等がされることがあります）。その際に**公開して差し支えない方のみ**、下欄をご記入ください。

住所又は所在地	
氏名又は団体名 (代表者氏名)	

(継続用紙)

No. _____

店 舗 名 称		案 件 番 号	
所 在 地			
届 出 の 種 類			
(意見又は理由の続き)			

様式第9（第16条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

（通知先）
相模原市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
（担当者氏名及び電話番号）

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による相模原市の意見に基づく届出事項の変更はしないので、同法第8条第7項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由及び届出事項を変更しなくとも当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす自体の発生を回避することができる理由